

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業

「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」

専門研修資料

「全国の知的障害者施設における罪を犯した、 又は反社会的行動のある人達の処遇調査」

平成20年度

目 次

I . 調査研究の目的及び方法	5
II . アンケート調査結果（数量調査）	7
III . アンケート調査結果（記述回答）	23
IV . ヒアリング調査結果	77
V . ま と め	89

概要

1. 研究調査の目的及び問題の所在

罪を犯した障害者（以下対象者）を受け入れる施設を確保していくには、受け入れにあたっての負担や不安を軽減することが必要となる。

「全国の障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の処遇実態に関する実態調査」では、対象者の個別事例を収集・整理することで、将来的な法整備を見据えた処遇実態を明らかにし、同時に普遍的な処遇プログラム開発にあてることを行うことを目的とした。

2. 研究調査の方法

(1) アンケート調査

昨年度行ったアンケート「全国の知的障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査」（以下「実態調査」）において、対象者の受け入れありと応えた157法人を対象に、対象者280名の①対象者の詳細、②処遇の実態調査、③処遇プログラムについてアンケート調査を実施した。

(2) ヒアリング調査

本アンケートにおける調査項目「罪を認識するための処遇プログラム」と「実態調査」にて参考となる回答を行った4法人を対象に、①処遇プログラム、②処遇上困難なこと、③必要とする支援体制について、平成20年11月から12月にかけて、各法人事務所を訪問し実施した。

3. 調査結果

(1) アンケート調査の結果（数値調査）

受け入れた対象者120名の内再犯は19名（15.2%）、問題行動を起こしたものは26名（21.7%）である。再犯の平均回数は2.1回であった。

対象者の内49.2%の59名に後見人がいなかった。

手がかかる内容は「無断外出」「他の利用者・職員への暴力」が共に48件（13.0%）と最も多く、次いで「虚言」38件（10.3%）、「盗癖」「情緒不安定」37件（10.0%）の順である。

受け入れ・観察期は日中活動と生活系共に入所施設の利用が最も多い。日中活動では入所更生施設40名（31.0%）、入所授産施設20名（15.5%）、生活系では入所更生施設が46名（38.8%）、入所授産施設が20名（16.7%）である。

罪を犯した障害者の処遇にあたり、受け入れ・観察期には、日中活動では123名中41名（33.3%）、生活系では120名中21名（17.5%）、休日支援では120名中24名（20.0%）に対して法的な配置を超えた職員配置を行っている。

受け入れ・観察期に処遇を担当する職員の平均経験年数は、日中活動は12.1年、生活系が10.7年、休日が9.7年である。

受け入れ・観察期以降では、依然として入所施設の利用が最も多いものの、数値としては減少しており、次の段階への移行が進んでいることが伺える。

対象者の受け入れにあたって入手出来た個人情報、最多のものでも「療育手帳の有無」の31法人（35.6%）と、全体の半分にも達していない。

(2) アンケート調査の結果（記述調査）

特別な職員配置の理由としては、①対象者本人の行動特性や犯罪概要の把握、②再犯や問題行動の防止のため、③信頼関係づくり等がある。

特別な職員配置を必要としていながら、人員や予算上の理由により職員が配置出来ていない事業所も多くあった。

日中活動の処遇プログラム、観察項目、ねらいに一般の利用者との違いは認められなかった。罪を犯した障害者への支援は、犯罪以外へ興味関心を抱かせることや自由な時間を有効に使えるようにという観点から、休日の活動が重視されている。

(3) ヒアリング調査の結果

特別な処遇プログラムとしては、①視覚的教材を用いた犯罪抑制、②性学習プログラム（大阪府立 砂川厚生福祉センター）、③ポジティブサポート（社会福祉法人 東京同胞援護会）がある。

必要な支援体制としては、①入所判定委員会（砂川厚生福祉センター）、②アフターフォローの充実（東京同胞援護会）があげられた。

対象者の処遇には最低2対1の職員配置が必要である。

現場の処遇には心理職が必要とされている。

4．考察

ア) 対象者の処遇では通常の利用者に対して3倍の職員配置がとられており、処遇には10年以上の職員があたっている。

イ) 37.5%が再犯（問題行動含む）に至っている。

ウ) 福祉施設からの受け入れにあたって開示される個人情報是最多の「療育手帳の有無」でも全体の半数にも達しておらず、リスクマネジメントが行えていない。

エ) 受け入れ・観察期は日中活動、生活共に入所施設（入所更生施設、入所授産施設）が全体の6割を占めている。現在の状況では入所施設の利用が最も多いものの、利用者は減少しており、次の段階への移行が進んでいることがうかがえる。

オ) 個人情報の不足、背景の複雑さ等の理由から、対象者の個別支援計画の作成に多くの時間と人力が割かれている。

カ) 対象者への処遇プログラムは整備されていない。

キ) 処遇プログラムでは休日が重視されている。

5．結論

罪を犯した障害者の受け入れには以下の整備が必要である。

ア) 「受け入れ・観察期」と「休日」を対象とした加算

イ) 矯正施設から受け入れる際の個人情報の開示

ウ) 障害程度区分に「反社会的行動」を判定する項目の追加

I . 調査研究の目的及び方法

1 . 調査目的

酒井研究グループでは昨年度「全国の障害者施設における罪を犯した、又は反社会的行動のある人達の実態調査」を行った。知的障害者施設全体を対象とする調査としては初めての調査になる。

そこでは、罪を犯した知的障害者を受け入れた施設側に大きな負担がかかっており、受け入れにあたっての不安があることが明らかになった。

「受け入れてみて困難な事項」と「受け入れられなかった理由」のそれぞれでは、「手がかかる（職員の精神的、体力的負担）」が最も多く選択された。一方で、それに対する加算は290施設中4施設（1.4%）、特別な支援プログラムも290施設中51施設（29.0%）というように、経済的な面でも処遇プログラムの面でも具体的な支援体制が構築されていない。

平成21年度から全国都道府県で「地域生活定着支援センター（仮称）」の設立が予定されている。このような負担や不安を軽減しないことには、罪を犯した障害者の受け入れに二の足を踏む施設が出てくることは予想され、かかる地域生活定着支援センターの成功にも繋がらない。

このような視点から、受け入れにあたっての将来的な法整備を見据え、現在の処遇実態と将来的な要望について、また具体的な処遇プログラムを明らかにすることを目的とした。

2 . 調査内容

(1) 調査内容の設定

「実態調査」において、平成15年4月から平成19年9月の5年間で、罪を犯した障害者の受け入れがあった福祉施設を対象に、受け入れ体制等について、罪を犯した障害者（対象者）の詳細、処遇プログラムの詳細について調査票による調査を行う。

その中から4施設を選び、処遇プログラム処遇上困難なことについての聞き取り調査を行う。

(2) 調査方法

① 調査対象者 「実態調査」において、平成15年4月から平成19年9月の5年間で罪を犯した障害者の受け入れがあった157法人、176施設、280名。

② 調査方法 i) 対象者に係わる属性、受け入れ事業所など個別の情報に関する調査（数量調査）

ii) 対象者の処遇上に講じている対策、処遇プログラムに関する調査（記述調査）

iii) 処遇プログラム、処遇上困難なこと等の聞き取り（対面調査）

・社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会 さやま園（東京都）

・大阪府立 砂川厚生福祉センター 他1法人（大阪府）

・社会福祉法人 紫野の会（栃木県）

③ 調査期間 平成20年7月～8月（アンケート調査）、平成20年11月～12月（ヒアリング調査）

④ 回収率 55.4%（157法人中87法人）、個人事例（280名中120名）42.9%

Ⅱ . アンケート調査結果 (数量調査)

1．受け入れた対象者の詳細

「実態調査」で報告された280名中120名についてアンケートを回収した。以下のデータは、この対象者（120名）についての値となる。

(1) 障害認定区分の見直し

18名（15.0%）が障害認定区分の見直しを申請し、12名（10.0%）が障害認定区分の見直しを認められている。見直しが認められた都道府県、認められなかった都道府県共に地域的な違いは認められなかった。

表1 障害認定区分の見直し（単位：名）

あり	(認められる)	区分2	区分4	1	(0.8)
		区分3	-	4	(3.3)
			区分4	1	(0.8)
		区分5	区分4	1	(0.8)
			区分6	1	(0.8)
		B	区分3	1	(0.8)
			B	1	(0.8)
		C	-	1	(0.8)
			B	1	(0.8)
			(認められない)		
なし				76	(63.3)
回答なし				26	(21.7)
				120	(100.0)

注（ ）内は構成比

(2) 医療的ケアの見直し

関連機関との連携ありと答えた73法人中32法人（43.8%）が医療機関との連携をとっている。対象者では14名（11.7%）に対して受け入れにあたっての医療的ケアが行われた。内訳は以下の通りである。

表2 受け入れ時に行った医療的ケア（単位：名）

あり	健康診断	7	(5.0)
	定期的な受診	5	(5.8)
	入院	1	(4.2)
	その他	1	(0.8)
なし		6	(0.8)
回答なし		100	(83.3)
		120	(100.0)

注（ ）内は構成比

(3) 現在の後見人

現在、後見人がいないのは全体の49.2%である。

後見人の内訳は、「親」37名（30.8%）、「兄弟」13名（10.8%）、「親族」5名（4.2%）、「受け入れ施設職員」「その他」3名（2.5%）の順になる。

表3 現在の後見人（単位：名）

あり	親	37	(30.8)
	兄弟	13	(10.8)
	親族	5	(4.2)
	受け入れ施設職員	3	(2.5)
	成年後見制度の利用 その他	0	(0.0)
なし		59	(49.2)
		120	(100.0)

注（ ）内は構成比

(4) 所得状況

所得状況については表4の通りである。

受け入れ時に所得がない者は120名中9名（全体の7.5%）おり、その内2名に対しては施設負担による受け入れが行われている。所得状況については、6割近い70名（58.3%）が年金を、16名（13.3%）が生活保護を受給していた。また、3名が借金を抱えていた。

現在の状況については、既に他法人や同法人の別の事業所へ移動している者も多く、作業工賃や給料を所得にあげた者が120名中18名（15.0%）いた。受け入れ時と同じく所得がない者は、5名（4.1%）いた。

表4 所得状況（複数選択可）（単位：名）

	受け入れ時	現在
年金	70 (58.3)	85 (70.8)
生活保護	16 (13.3)	10 (8.3)
家族からの支援	30 (25.0)	16 (13.3)
利用者本人の貯金	9 (7.5)	8 (6.7)
なし	3 (2.5)	1 (0.8)
特別加算	0 (0.0)	0 (0.0)
施設負担	2 (1.7)	0 (0.0)
その他	4 (3.3)	4 (3.3)
その他	6 (5.0)	34 (28.3)

注（ ）内は対象者（120名）を分母とした構成比

2．手がかかる内容・再犯率

(1) 再犯

施設受け入れ中に再犯を起こしたのは19名（15.2%）、問題行動を起こした26名（21.7%）を含めると、合わせて45名（37.5%）が何らかの反社会的行動に至っている。再犯の回数は平均2.1回であった。

表5 再犯の有無（単位：名）

あり	19	(15.8)
なし	51	(42.5)
問題行動のみあり	26	(21.7)
回答なし	24	(20.0)
	120	(100.0)

注（ ）内は構成比

再犯および問題行動について、罪種別に分類したのが下記の表である。最も高い再犯率は「放火」「覚せい剤取締法違反」で50.0%、件数としては「窃盗」の25名が最多であった。

表6 再犯・問題行動（罪種別分類）（単位：名）

	受け入れ時の罪種	再犯あり	問題行動あり	総計
窃盗	67	10 (14.9)	15 (22.4)	25 (37.3)
詐欺	3	1 (33.3)	0 (0.0)	1 (33.3)
放火	10	2 (20.0)	3 (30.0)	5 (50.0)
住居侵入	8	1 (12.5)	1 (12.5)	2 (25.0)
器物破損	8	1 (12.5)	2 (25.0)	3 (37.5)
覚せい剤取締法違反	4	1 (25.0)	1 (25.0)	2 (50.0)
殺人	4	0 (0.0)	1 (25.0)	1 (25.0)
強盗	2	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
傷害	10	1 (10.0)	2 (20.0)	3 (30.0)
暴行	12	1 (8.3)	3 (25.0)	4 (33.3)
わいせつ	9	2 (22.2)	1 (11.1)	3 (33.3)
強姦	1	0 (0.0)	1 (100.0)	1 (100.0)
恐喝	3	2 (66.7)	0 (0.0)	2 (66.7)
その他	25	3 (12.0)	3 (12.0)	6 (24.0)
	166	25 (15.1)	33 (19.9)	58 (34.9)

注1（ ）内は各罪名の総件数を分母とした場合の構成比。

2 罪名は一部に重複選択あり。

(2) 手がかかる内容

「無断外出」「他の利用者・職員への暴力・暴言」が共に48件（13.0%）と最も多く、次いで「虚言」が38件（10.3%）、「盗癖」「情緒不安定」が37件（10.0%）となった。

表7 手がかかる内容(複数選択可)(単位:件数)

虚言	38	(10.3)
無断外出	48	(13.0)
他の利用者・職員への暴力・暴言	48	(13.0)
盗癖	37	(10.0)
放火癖	5	(1.4)
薬物常習	6	(1.6)
アルコール依存	5	(1.4)
ギャンブル依存	3	(0.8)
浪費癖	23	(6.2)
反社会的集団との関係	12	(3.3)
性的問題(わいせつ行為・のぞき・痴漢・ストーカー行為・強姦・その他)	35	(9.5)
職員の指示に従わない	35	(9.5)
情緒不安定	37	(10.0)
その他	37	(10.0)
	369	(100.0)

注 ()内は構成比

それぞれの分類は以下の通りになる。

- ・ 犯罪行為(「盗癖」「放火癖」「性的問題」「反社会的集団との関係」) 24.1%
- ・ 対人関係(「虚言」「職員の指示に従わない」「無断外出」「情緒不安定」「他の利用者・職員への暴力・暴言」) 55.8%、
- ・ 依存症(「薬物常習」「アルコール依存」「ギャンブル依存」「浪費癖」) 10.0%
- ・ その他 10.0%

「その他」に書かれた記述については記述調査P21にまとめた。

3．処遇プログラム

「実態調査」で報告された157法人中87法人のアンケートを回収した。複数回答を行った法人が、2法人5事業所あったため、以下の項目の合計数は90になる。

(1) ケア会議の実施

61.1%にあたる55法人が受け入れ時に、対象者に対するケア会議を実施している。1か月に1回実施しているのが24法人（26.7%）と最も多かった。

表8 ケア会議の実施（単位数：法人）

	月 回数		件数	
あり			5	(5.5)
	1	1	24	(26.7)
		2	10	(11.1)
		4	2	(2.2)
	2	1	3	(3.3)
		3	1	5
	3	1	1	(1.1)
		2	1	(1.1)
	4	1	1	(1.1)
		6	1	1
6	1	1	(1.1)	
	2	1	(1.1)	
8	1	1	(1.1)	
	12	1	1	(1.1)
なし		19	(21.1)	
回答なし		16	(17.8)	
		90	(100.0)	

注（ ）内は構成比

(2) 処遇プログラムの有無

22法人（24.4%）に処遇プログラムがあり、10法人（11.1%）に罪を犯した場合の処遇プログラムがあった。

(3) 関連機関との連携

対象者の処遇にあたっては、73法人（81.1%）が関連機関と連携をとっている。

対象機関は、「福祉事務所」が73法人中49法人（67.1%）と最も多く、続いて「医療機関」の32法人、「警察」の23法人となる。知的障害者更生相談所を含む相談支援事業は4法人（2.1%）にとどまっている。

表9 関連機関との連携（複数回答可）（単位：法人）

矯正	出所した矯正施設	4	(5.5)
	医療少年院	1	(1.4)
更生保護	保護司	23	(31.5)
	保護観察所	9	(12.3)
司法	警察	25	(34.2)
	弁護士	2	(2.7)
	家庭裁判所	1	(1.4)
	検察庁	1	(1.4)
行政	児童相談所	9	(12.3)
	行政	6	(8.2)
	ハローワーク	1	(1.4)
医療機関	医療機関	32	(43.8)
福祉	福祉事務所	49	(67.1)
	他法人	18	(24.7)
	相談支援事業所（知的障害者更生相談所）	4	(5.5)
	職業センター	1	(1.4)
	支援センター	1	(1.4)
その他		3	(4.1)
		190	-

注1 ()内は「関連機関との連携あり」と応えた73法人を分母とした構成比

2 「その他」の記述は集計者による分類を行った

73法人中半数近い34法人（46.6%）で関係機関との連絡会議が持たれている。一番多かった連携内容は「電話による状況報告・相談」で50法人（68.5%）であった。

表10 連携内容（複数回答可）（単位：法人）

関係機関との連絡会議	34	(46.6)	
関係機関の定期的な受け入れ福祉施設来訪	16	(21.9)	
関連機関への定期的な訪問	9	(12.3)	
電話による近況報告・相談	50	(68.5)	
研修会の実施	5	(6.8)	
その他	13	(17.8)	
		127	-

注 ()内は120法人を分母とした構成比

4．処遇実態（観察・受け入れ期）

対象者を受け入れ、処遇に必要な観察を行う期間について調査を行った。該当する期間の設定については回答者の任意とした。

(1) 利用事業所

日中活動では「入所更生施設」が40名（31.0%）、「入所授産施設」が20名（15.5%）と、全体の46.5%を入所施設が占めている。それ以外は「通所授産施設」の19名（14.7%）、「就労継続支援事業（B型）」6名（4.7%）の順になる。

「その他」では知的障害児施設が4名、救護施設が2名、小規模作業所が1名の利用があった。

表11 日中の利用事業所（単位：名）

就労（一般就労）	5	（3.9）
就職活動	3	（2.3）
自立訓練（生活訓練）	3	（2.3）
就労移行支援	5	（3.9）
就労継続支援（B型）	6	（4.7）
就労継続支援（A型）	0	（0.0）
入所更生施設	40	（31.0）
入所授産施設	20	（15.5）
通所授産施設	19	（14.7）
通所更生施設	3	（2.3）
生活介護	5	（3.9）
その他	15	（11.6）
回答なし	5	（3.9）
	129	（100.0）

注1（ ）内は構成比。

2 一部利用事業所の重複あり。

生活の場も同じく、「入所更生施設」が46名（38.3%）、「入所授産施設」が20名（16.7%）と66名（55.0%）が入所施設を利用している。それ以外では「自宅」の17名（14.2%）、「共同生活援助（グループホーム） 共同生活介護（ケアホーム）」の10名（8.3%）の順になる。

表12 生活の利用事業所（単位：名）

共同生活援助、共同生活介護	10	（8.3）
入所更生施設	46	（38.3）
入所授産施設	20	（16.7）
自宅	17	（14.2）
その他	17	（14.2）
不明	0	（0.0）
利用なし	5	（4.2）
回答なし	5	（4.2）
	120	（100.0）

注（ ）内は構成比。

休日の支援は主に生活系の事業所の担当となる。生活系の事業所の負担を明らかにする上、休日の支援体制についても調査を行った。

休日に支援プログラムがあるのは51名（42.5%）、63名（52.5%）が余暇活動に参加している。付添いなしで外出が可能なのは24名（20.0%）、外出に支援が必要な者は40名（33.3%）であった。

表13 休日の支援プログラムの有無(単位:名)

あり	51	(42.5)
なし	50	(41.7)
回答なし	19	(15.8)
	120	(100.0)

注 ()内は構成比。

表14 余暇活動の参加(単位:名)

あり	63	(52.5)
なし	33	(27.5)
不明	1	(0.8)
回答なし	23	(19.2)
	120	(100.0)

注 ()内は構成比。

表15 外出支援(単位:名)

あり	外出支援なし	24	(20.0)
	外出支援あり	40	(33.3)
なし		35	(29.2)
外出できない		1	(0.8)
回答なし		20	(16.7)
		120	(100.0)

注 ()内は構成比。

(2) 担当職員

① 職員配置

罪を犯した障害者の処遇にあたり、日中活動では123名中41名（33.3%）、生活では120名中21名（17.5%）、休日では120名中24名（20.0%）に対して、一般の利用者に対する職員配置を超えた特別な職員配置を行っている。

表16 職員配置(日中活動)(単位:名)

	特別な配置	総数
就労	0	5 (0.0)
就職活動	0	3 (0.0)
自立訓練	2	3 (66.7)
就労移行支援	5	5 (100.0)
就労継続支援(B型)	0	6 (0.0)
就労継続支援(A型)	0	0 (0.0)
入所更生施設	13	40 (32.5)
入所授産施設	6	20 (30.0)
通所授産施設	8	18 (44.4)
通所更生施設	1	3 (33.3)
生活介護	2	4 (50.0)
その他	4	16 (25.0)
	41	123 (33.3)

表17 職員配置（生活）(単位：名)

	特別な配置	総数
グループホーム・ケアホーム	2	10 (20.0)
入所更生施設	13	46 (28.3)
入所授産施設	3	20 (15.0)
自宅	0	17 (0.0)
その他	3	17 (17.6)
利用なし	0	5 (0.0)
回答なし	0	5 (0.0)
	21	120 (17.5)

表18 職員配置（休日）(単位：名)

	特別な配置	総数
支援プログラムあり	17	51 (33.3)
余暇活動あり	19	63 (30.2)
外出支援なし	2	24 (8.3)
外出支援あり	14	40 (35.0)
	24	120 (20.0)

注1 ()内は各事業分野の総数を分母とした場合の構成比。

2 「罪を犯した利用者に対する職員」のみに記入があり「一般の利用者に対する職員」に記入がない場合は、特別な配置が行われたとして集計した。

3 一部に利用事業所の重複あり。

特別な職員配置を行った事業所に限定をして、一人の職員あたりが担当する利用者数について、一般の利用者についての比較を行ったのが以下の表である。

「罪を犯した障害者：一般の利用者」を見ると、日中活動では1.6名：3.3名、生活では1.4名：4.4名、休日では1.1名対4.9名となる。

表19 職員配置（日中活動）(単位：名)

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
就労	-	-	-
就職活動	-	-	-
自立訓練	2	5.0	2.3
就労移行支援	5	3.6	2.5
就労継続支援（B型）	-	-	-
就労継続支援（A型）	-	-	-
入所更生施設	13	1.2	2.7
入所授産施設	6	1.3	4.7
通所授産施設	9	1.5	5.1
通所更生施設	1	1.0	5.2
生活介護	2	1.0	12.0
その他	4	1.0	4.1
	42	1.6	3.3

表20 職員配置（生活）（単位：名）

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
グループホーム・ケアホーム	2	3.0	4.5
入所更生施設	13	1.1	3.9
入所授産施設	3	2.0	9.1
自宅	-	-	-
その他	3	1.0	2.8
利用なし	-	-	-
回答なし	-	-	-
	21	1.4	4.4

表21 職員配置（休日）（単位：名）

	対象数	罪を犯した人	一般の利用者
支援プログラムあり	17	1.0	6.0
余暇活動あり	19	1.1	4.2
外出支援なし	2	3.0	2.2
外出支援あり	14	1.1	7.2
	24	1.1	4.9

② 経験年数

主に処遇を担当する職員の平均経験年数は、日中活動は12.1年、生活が10.7年、休日が9.7年となる。

表22 主に関わる職員の経験年数（単位：名）

	日中活動		生活		休日	
～5年未満	10	(15.9)	10	(25.0)	10	(33.3)
5年～10年未満	14	(22.2)	8	(20.0)	9	(30.0)
10年～15年未満	17	(27.0)	10	(25.0)	3	(10.0)
15年～20年未満	10	(15.9)	5	(12.5)	2	(6.7)
20年～25年未満	7	(11.1)	4	(10.0)	3	(10.0)
25年～30年未満	3	(4.8)	1	(2.5)	1	(3.3)
30年～35年未満	1	(1.6)	2	(5.0)	2	(6.7)
35年～	1	(1.6)	0	(0.0)	0	(0.0)
回答なし	57	-	80	-	90	-
	63	-	40	-	30	-

注1 「主に関わる職員の経験年数」の集計において、「2～4年」という表記がある場合は平均値を値として扱った。

2 ()内は回答なしを除いた有効パーセント。

③ 所持資格

担当職員の所持資格は以下の通りである。

「社会福祉主事」が、日中活動20名（35.1%）、生活12名（33.3%）、休日11名（35.5%）とそれぞれで最も多かった。一方で所持している職員がいなかった資格は「臨床心理士」「精神保健福祉士」「ケアマネージャー」「レクインストラクター」であった。

表23 主に関わる職員の所持資格

	日中活動	生活	休日
社会福祉士	8 (14.0)	5 (13.9)	5 (16.1)
臨床心理士	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
介護福祉士	5 (8.8)	4 (11.1)	3 (9.7)
社会福祉主事	20 (35.1)	12 (33.3)	11 (35.5)
精神保健福祉士	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ケアマネージャー	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
ホームヘルパー	1 (1.8)	2 (5.6)	1 (3.2)
レクインストラクター	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
看護師	1 (1.8)	2 (5.6)	1 (3.2)
資格なし	11 (19.3)	5 (13.9)	4 (12.9)
その他	11 (19.3)	6 (16.7)	6 (19.4)
回答なし	63 -	84 -	89 -
	120 -	120 -	120 -

注（ ）内は回答なしを抜いた有効パーセント。

④ 性別

担当する職員の性別は下記の通りである。

表24 主に関わる職員の性別

	日中活動	生活	休日
同性	46 (38.3)	33 (27.5)	21 (17.5)
異性	8 (6.7)	3 (2.5)	2 (1.7)
区別せず	32 (26.7)	24 (20.0)	29 (24.2)
回答なし	34 -	60 -	68 -
	120 -	120 -	120 -

注（ ）内は回答なしを除いた有効パーセント。

(3) 個室対応

42名（35.0%）に対して個室対応を行っている。

共同生活介護（グループホーム）、共同生活援助（ケアホーム）については、居室の定員は1名（特に必要と認められる場合は2人）と決められており、今後は個室対応が原則となっている（「障害者自立支援法」第140条、第120条、平成18年厚生労働省令第171号）。従って、個室対応については、居室の定員を原則として4人以下とする入所更生施設、入所授産施設、通勤寮（「指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準」第7条、第48条、第56条、平成14年厚生労働省令第81号）についてのデータである。

表25 個室対応（単位：名）

あり	42	(35.0)
なし	49	(40.8)
不明	2	(40.8)
回答なし	27	(1.7)
	120	(100.0)

注（ ）内は構成比。

5. 現在の状況

受け入れた後の現在の状況について調査を行った。

(1) 現在の状況

引き続き福祉サービスを利用しているものは81名（67.5%）であった。

「わからない」とは、有期限で受け入れ、現在はその期間を終了して状況を把握していない対象者を指す。

表26 現在の状況（単位：名）

福祉サービス利用中	81	(67.5)
再犯による拘束中（裁判、留置所、矯正施設収容等）	7	(5.8)
死亡	0	(0.0)
行方不明	0	(0.0)
わからない	9	(7.5)
その他	15	(12.5)
回答なし	8	(6.7)
	120	(100.0)

注1 ()内は構成比。

2 「その他」で上記項目にあてはまる回答は再集計を行った

(2) 支援体制

引き続き90名（73.8%）が何らかの福祉サービスの支援を受けている。

受け入れ後、次の段階へ進んでいることがうかがえるのは、「見守り支援（相談支援・ヘルパー支援を利用）」5名（4.1%）、「状況把握のみ（福祉サービスの利用なし）」2名（1.6%）であった。

表27 支援体制（単位：名）

貴法人サービス利用中	74	(60.7)
支援なし	5	(4.1)
他法人が支援	11	(9.0)
見守り支援（相談支援・ヘルパー支援を利用）	5	(4.1)
状況把握のみ（福祉サービスの利用なし）	2	(1.6)
不明	7	(5.7)
その他	2	(1.6)
回答なし	16	(13.1)
	122	(100.0)

注1 ()内は構成比。

2 1部重複あり。

3 「その他」で上記項目にあてはまる回答は再集計を行った

(3) 日中活動の場

入所更生施設と入所授産施設が合わせて30名（24.6%）と、依然入所施設の利用が多い。

しかし、受け入れ時と比較すると、入所施設の利用は半数の30名減少しており、次の段階へ進んでいることが分かる。受け皿になっているのが、5名から16名へ増加した就労であり、就労継続支援（A型）の1名を合わせると、12名が就職に結びついている。

表28 現在の状況（日中活動の場）（単位：名）

就労（一般就労）	16	（13.1）
就職活動	2	（1.6）
自立訓練（生活訓練）	5	（4.1）
就労移行支援	6	（4.9）
就労継続支援（B型）	7	（5.7）
就労継続支援（A型）	1	（0.8）
入所更生施設	21	（17.2）
入所授産施設	9	（7.4）
通所授産施設	7	（5.7）
通所更生施設	3	（2.5）
生活介護	6	（4.9）
その他	16	（13.1）
回答なし	23	（18.9）
	122	（100.0）

注1（ ）内は構成比。

2 一部利用事業に重複あり。

(4) 生活の場

日中活動場所と同様に、入所更生施設と入所授産施設の利用が41名（33.6%）と依然多いが、日中活動と同様に受け入れ・観察期と比較した場合、半数近い27名の利用者の減少が認められる。それ以外を生活の場とする者も増加しており、生活の場においても次の段階へ移行していることが分かる。

表29 現在の状況（生活の場）（単位：名）

共同生活援助、共同生活介護	19	（15.6）
入所更生施設	31	（25.4）
入所授産施設	10	（8.2）
通勤寮	3	（2.5）
自宅	20	（16.4）
アパート（単身生活、夫婦生活）	3	（2.5）
社員寮	1	（0.8）
その他	10	（8.2）
不明	7	（5.7）
回答なし	18	（14.8）
	122	（100.0）

注1（ ）内は構成比。

2 一部重複あり。

3 「その他」で上記項目にあてはまる回答は再集計を行った。

(5) 受け入れ法人内での処遇態勢の変化

現在の支援体制において、引き続き受け入れ法人のサービスを利用している者は、120名中74名いる。この内、受け入れ・観察期と処遇体制に変化ありと回答した者は36名いる。

①利用事業所、②担当職員、③個室対応については、個別事例内の「受け入れ・観察期」と「現在の状況」の処遇プログラムの比較であり、また対象者が一部に限定しているため、数値上の集計は行っていない。

6. 個人情報について

対象者を受け入れた全87法人を対象に、個人情報についての調査を行った。

(1) 受け入れにあたって開示された個人情報

対象者の受け入れに際し、開示された個人情報は下記の通りである。複数回答であるため、構成比は全法人87法人に対する数値となる。

最も多く開示された個人情報は「療育手帳の有無」で31法人（35.6%）。続いて「家庭環境（両親・兄弟の現在の情報）」「生育歴（職歴・学歴）」の中29法人（33.3%）、「性格、行動の特徴」28法人（32.2%）となる。いずれも対象法人の半数にも達していない。

表30 受け入れにあたって開示された個人情報（複数選択可）（単位：法人）

生育歴（職歴・学歴）	28	（32.2）
発病以来の治療歴	8	（9.2）
家庭環境（両親・兄弟の現在の状況）	29	（33.3）
性格、行動の特徴	28	（32.2）
療育手帳の有無	31	（35.6）
住民票の有無	10	（11.5）
性に関する注意点	12	（13.8）
犯罪の概要	26	（29.9）
反社会的集団との関係	8	（9.2）
中毒（薬物、アルコール）	2	（2.3）
過去の累犯の有無	8	（9.2）
医療面でのケアの必要性	19	（21.8）
出所した矯正施設内での生活状況	9	（10.3）
矯正施設内における懲罰の状況	3	（3.4）
なし	23	（26.4）
その他	8	（9.2）

注（ ）内は対象者を受け入れた87法人を分母とした場合の構成比。

(2) 処遇にあたって最低限必要な個人情報

福祉施設が対象者の受け入れにあたって最低限必要と考えている個人情報は以下の通りである。「療育手帳の有無」「中毒（薬物、アルコール）」を除けば、必要とされている個人情報に大きな差は認められない。

表31 受け入れに際して最低限必要な個人情報（複数選択可）（単位：法人）

生育歴（職歴・学歴）	63	（9.7）
発病以来の治療歴	46	（7.1）
家庭環境（両親・兄弟の現在の状況）	63	（9.7）
性格、行動の特徴	60	（9.2）
療育手帳の有無	43	（6.6）
住民票の有無	20	（3.1）
性に関する注意点	47	（7.2）
犯罪の概要	61	（9.4）
反社会的集団との関係	40	（6.2）
中毒（薬物、アルコール）	36	（5.5）
過去の累犯の有無	52	（8.0）
医療面でのケアの必要性	58	（8.9）
出所した矯正施設内での生活状況	39	（6.0）
矯正施設内における懲罰の状況	18	（2.8）
その他	4	（0.6）
	650	（100.0）

注（ ）内は構成比。

(3) 個人情報を開示する希望の範囲

49.5%の51法人が、受け入れ事業所職員全員へ個人情報を開示することを求めている。

表32 受け入れに際し開示を希望する個人情報（複数選択可）（単位：法人）

管理者（施設長）・サービス管理責任者のみ	2	（1.9）
管理者（施設長）・サービス管理責任者、担当職員のみ	13	（12.6）
受け入れ事業所職員全員	51	（49.5）
法人全体	9	（8.7）
受け入れ事業所の利用者の保護者	1	（1.0）
その他	6	（5.8）
回答なし	21	（20.4）
	103	（100.0）

注1（ ）内は構成比。

2 1部重複あり。

Ⅲ . アンケート調査結果（記述回答）

1．手がかかる理由（その他）

(1) 概要

「手がかかる理由」（その他）として、選択項目以外に以下の様な項目があげられた。

- ・暴力・暴言
- ・嗜癖（アルコール、煙草等の依存）
- ・こだわり
- ・盗癖
- ・健康管理
- ・家族との関係
- ・障害上の特性
- ・性的な問題
- ・密な支援の必要性

(2) 調査結果

暴力・暴言

- ・①他の利用者とのトラブルで包丁を生活棟より持ち出し、追っかけまわす粗暴行為②利用者同士の会話でケンカになる乱暴な言葉使いが原因
- ・60年生きてきて、それなりの生活性、対話力はあるが（他の者に、利用者比べて）その言い方、振る舞いに他の利用者とのトラブルが耐えない。（必ずしも間違っただけを言っているわけでもないが）
- ・服薬拒否、器物破損
- ・①総合失調症との診断を受け妄想、幻覚があり、他害行為に及びやすい。②重い障害を抱えた人の居住施設では、他者の些細な行動に触発され、暴力的になる。③見当識や記憶の障害もあり、指示がとりにくく、指定外での喫煙等があり、安全上の管理ができにくい。④施設外での生活に戻りたく、周期的に施設を出てパチンコ店で働きたいと申しでてくる。過去の記憶も定かでない、自己認識力弱く説得もしにくい。
- ・易興奮性
- ・反社会的行動
- ・集団生活不適應
- ・他の利用者等との不適切な金銭收受
- ・危険物の持ち込み
- ・器物破損
- ・希死念慮（状態によって24時間対応）
- ・入所中自宅帰省時に隣家への窃盗事件から立件され、現在執行猶予期間中で入所継続している。事件が発覚するまでは頻りに自宅に帰っていたが、事件後帰省の回数が減っている。それによる情緒不安定になる事はないが、軽度ということもあり、重度の方への暴力行為等も隠れて行っている様子。

嗜癖（アルコール、煙草等の依存）

- ・意識混濁による興奮状態に陥るが、その原因は不明。アルコールを飲むと状況がわからなくなっ
- て暴れてしまう恐れがある。

- ・嗜好品への依存
- ・ヘビースモーカーでした。他の喫煙者には量を制限しているので、双方の影響を心配した。
- ・多量に飲酒をした際、気が大きくなり、ズボンを下ろして、性器を露出する等
- ・喘息もちなのに、タバコのルールを守れず、ひろいタバコをしたりする。
- ・火遊びと記載したが、詳しくは喫煙の火の始末ができないので、職員の目のとどくところで喫煙させている。

こだわり

- ・ものごとへのこだわり、関心が強く、しつこく聞いてくる。興奮してくる 若さの体力に任せ たすっとんきょうな行動に出る。(加減がない)
- ・失禁がある。
- ・通常は物事がよく分かり、あいさつもよく出来、TV コマーシャルもよく覚えて(先に行く)いるが、手先、歩き方が不器用で見かけとの格差が大きい。
- ・お金への執着が強く、毎日お金を使わないと気がすまない。(本を買うといってお金をつかい、その後古本屋に売る。どこにいくからとお金をもらうと、別なことにつかう)お金をもらうまで、手にするまで、職員にまわりつく、買い食いをしないとおさまらず、体重も70kg 100kgになっている。
- ・不潔行為
- ・物とお金に関する異様なこだわり、逆恨み、精神疾患(と思われる)
- ・固執性が強く、清潔保持ができにくい。(入浴日が週3日と本人が決めていて職員の誘いに応じない。衣類の洗濯についても同様)

盗癖

- ・2008年4月24日出所し、その後の対応を手續する為に当初旅館に宿泊してもらい(金、土、日) 2008年4月29日(月)に市福祉課で今後の対応についての話し合いの職場設定していたのですが、4月25日(金)26日(土)27日(日)と宿泊している間に所持金を使い果たし、月曜日の朝、電車賃も電話代もなくなり窃盗をし500円を盗んでしまい逮捕され裁判中、20日に判決がおりる。
- ・施設が地域から少し離れた所にあり、入所と同じ形で支援が行われていたため、特に問題になるようなことはなかった。
- ・喫煙の際、職員のタバコを無断で取ってしまうことはあった。
- ・お金(おこづかいをもらう)が足りず、神社等から(お賽銭)をとってしまう。スタッフの机より物を盗ってしまう。

健康管理

- ・健康管理
- ・糖尿病、腎機能障害があり、その治療管理に対し本人の意識が薄く、体調管理が極めて困難な状況が続いている。2ヶ月毎に入退院を繰り返し、生命維持をしている状況
- ・勝手に、医者に行ってしまう。

家族との関係

- ・家族との関わり調整

- ・入所後すぐに所在不明となり、家に戻る。その後本人の意思を確認するも入所についての同意が無く、家で暮らすとのことで契約を解除、実質的な当施設での生活経験はなし

障害上の特性

- ・“罪”は理解していても、それを“しない”行動との一致の指導。地域への説明と理解を求める事
- ・ストレスに対する適応能力が十分でなく、路上で衣服を脱ぐ等の行為があるが、
- ・当施設利用後は、そのような行動をするに至っていません。
- ・短期入所ながらも他利用者の方とは全く別メニューで、住居も職員住宅を利用しての支援を行う。AD/HDという障害特性から、本人が納得した形が整わない限り、次の活動に移ることが困難であり、そういう点においても個別対応が必要となり、職員確保という点においても特別シフトで対応した。このような職員確保のためには、現状の報酬単価に加えての報酬が必要である。
- ・対人コミュニケーションスキルが低く、孤立しがち

性的な問題

- ・前回アンケート調査時まで、(本園入園後)問題行動もなく、安定したと思われていたが、平成20年6月より、前、自立支援施設(学園)入所に至る事犯(不純異性交際...大人を相手とする援助交際)が再犯した。

密な支援の必要性

- ・常時の見守りを要する。
- ・施設入所時は特別なシフトでの対応はしていなかったが、退所後しばらくは金銭面や生活面のアフター・フォローとして支援する。一時は支援不要を訴えるが、現在も「将来のため」ということで金銭管理や、本人が困った時には支援できるように見守りでの支援体制を整えている。ただし、本人が望んで生活している住環境は、決して好ましい環境とは言い難く、継続した支援が必要である。

問題なし

- ・入所中は大きな問題はなかったです。
- ・性的な問題が若干あったが、地元の仲間から離れてしまえば、特に問題となるようなことはなかった。
- ・保護観察中に短期入所事業を利用後入所に至る。(現在保護観察機関終了)特に、上記のような困難な事項は見受けられない。現在、知的障害者ホームヘルパー2級要請研修を受講しており、退所に向けて、個別支援計画に基づき支援を行っている。研修には、公共交通機関を利用し単独で参加しているが、研修中においても困難な事項は見受けられない。
- ・特に問題なし

2. 受け入れ時の環境調整

(1) 概要

受け入れ時に行った環境調整の項目は以下の通りまとめられる。

受け入れ前	犯罪の概要・個人情報の把握 <ul style="list-style-type: none">・犯罪の概要の把握・個人の状況の把握 リスク管理 <ul style="list-style-type: none">・火気類の管理・危険物の撤去・防犯設備、施錠の強化・反社会的集団との関係遮断
-------	---

受け入れ	生活環境の調整 <ul style="list-style-type: none">・生活ルールの作成・外部との関係遮断・個室の確保・個別での活動を調整・就労の場の確保
------	--

本人への支援	本人への支援体制 <ul style="list-style-type: none">・本人の持ち物管理・本人の金銭管理・飲酒管理・移動手段の制限・依存症の解消 再犯・問題行動の防止 <ul style="list-style-type: none">・喫煙時の職員支援・外出時、移動時の支援・外出の調整・単独外出の制限・女性との距離をとる 生活リズムの確立 <ul style="list-style-type: none">・生活リズムの確立・職業訓練 ストレス解消 <ul style="list-style-type: none">・単独の外出を認める・ストレスの解消・余暇活動（楽しみ）の設定
--------	--

他の利用者への支援	他の利用者との関係調節 ・他の利用者との関係調節（物の貸し借りの把握） ・他の利用者の持ち物管理
職員の体制	職員の体制 ・職員への情報開示 ・見守り体制、夜間巡視体制の強化（無断外出の防止） ・職員との密な関係づくり ・担当職員の調整
施設外との関係調整	家族への支援 ・家族への支援 他機関との支援体制 ・関連機関との連携 ・医療面での支援 ・医療機関との連携

受け入れ時に犯罪歴についての情報が不足しており環境調整が出来なかったという事例が7事例あった。

罪種別の特別な環境調整については、覚せい剤違反者への医療面での支援以外は、特別な支援は認められない。

(2) 調査結果（ ）内は罪名

犯罪の概要の把握

- ・犯罪の内容を出来る限り把握する。(窃盗)(住居侵入)
- ・受け入れる際に自傷(リストカット含む)、大声、暴言、他害、多動、所在不明、盗癖、喫煙(火の管理含む)、飲酒...等聞き取りを行い、本人及び他の利用者、職員が安全に生活を送れるよう配慮する。(窃盗)(傷害)
- ・受け入れ前に児童相談所より本人の情報を得た。(窃盗)
- ・ストレスに弱いと考えられたため、本人の状態把握に努める。(窃盗)
- ・問題行動(犯罪行為)の把握と観察及び、対応が出来る様に常時支援員が配置されている中で支援する。(わいせつ)
- ・支援員全員が情報の共有をするとともに、行動面についての見極めを行うための観察をする。(わいせつ)

個人の状況の把握

- ・ご本人の情報が十分に得られない状況下での受入れだったため、ご本人の状況把握のため、個別対応とした。(その他)

火気類の管理

- ・ライター、マッチ類の管理の徹底と全職員への周知(放火癖のため)(放火)

危険物の撤去

- ・危険物（包丁、カッターナイフ、ハサミ等）の管理（窃盗）（器物破損）
- ・危険物の撤去（器物破損）
- ・危険物の撤去（包丁、ハサミ、針等は鍵のかかる工具箱に収納）（殺人）
- ・危険物の撤去（包丁などの刃物）～以前から管理はしていましたが、より確実に徹底した。（殺人）

防犯設備、施錠の強化

- ・無断外出時に職員が把握できるよう、生活棟周囲に、警報付きのセンサーを設置。（窃盗）（わいせつ）
- ・特別視することなく、他利用者と同じ目線で支援していましたが、ホームの居室全室に施錠することになったり、自他の区別がつかない本人のため、ホームの様々な物品について、個数等チェックするようになりました。（窃盗）
- ・無断外出のおそれがあるため、寮出入口の施錠対応。（窃盗）
- ・夜間施錠（ロック、夜間定時見回り 0：00、3：00）（窃盗）（覚せい剤法違反）（暴行）（強姦）
- ・窃盗の前科があるため、本人の所在確認と、職員・スタッフルーム等、確実な施錠（窃盗）
- ・ロッカー等の鍵をきちんと閉める。（窃盗）

反社会的集団との関係遮断

- ・友人に誘われての犯罪だった為、その友人等と連絡の取次ぎをしない。（窃盗）（住居侵入）
- ・当時の交友関係についての調整。（窃盗）
- ・友人たちの現状の把握。（窃盗）
- ・罪を犯した当時の仲間との付き合い方に対して調整を行った。（窃盗）
- ・家族同居者との分離を図ることにより、独立し、関わりを失くすことにより再犯を防ぐ。（その他）
- ・家族及び家族の知人との関わりで、犯罪に至った経緯があるため、家族及びその知人へ連絡をしないことに努めた。（わいせつ）

生活ルールの作成

- ・利用する関連施設（短期入所先）で同一の生活ルールの作成。（窃盗）
- ・利用中の生活ルールの作成。利用前に本人に内容を確認、承諾をいただく。（窃盗）
- ・付き合い方のルール設定等（窃盗）
- ・受け入れ前に本人と家族に施設での生活について（本人との独自の）約束を守って生活していただくことを説明しております。（わいせつ）

外部との関係遮断

- ・犯罪の機会をなるべく減らす為、当初は外界との接触を制限し、徐々に社会との接触を増やしていく。
- ・常に職員の監視下に置く。（窃盗）
- ・地域での放浪癖があったため、一時、地域生活から遮断するため、携帯電話等の利用を控えた。（窃盗）

個室の確保

- ・一人で落ち着けるように個室の確保（窃盗）（器物破損）
- ・専用の個室用意する（倉庫改造）（窃盗）
- ・他利用者とのトラブルの機会を少なくする為、個室を利用している。（窃盗）
- ・基本的に個室が望ましい（窃盗）
- ・個室対応した。（窃盗）
- ・一人部屋の確保（窃盗）
- ・無気力、怠慢傾向がみられたため、他利用者から離れたところでの個室対応とした。（窃盗）
- ・個室でのケアー以外特になし（窃盗）
- ・個室を提供する以外、特になし（わいせつ）
- ・個室での対応が望ましいことから生活場所を職員宿舎とする。（その他）
- ・3人～4人部屋を利用しているので、お互いが刺激を受けにくい個室の整備（その他）

個別での活動を調整

- ・作業は自分のペースが取れるよう別テーブルで行う。（暴行）
- ・グループで非行化するリスクが生じたので、休日の特別支援体制（マンツーマンで、余暇指導、外出等の付き添い）を実施した。（窃盗）

就労の場の確保

- ・働く場の提供（実習も）（窃盗）
- ・就労意欲が減退しないよう、職業センター等との協力を得て就職活動を支援した。（窃盗）
- ・日中プログラムとして職場実習を施設内、施設外で実施した。（窃盗）
- ・すでに就労していた建築業での仕事が継続できるような態勢作り（早朝 AM 5：00の送り出し等）（窃盗）（わいせつ）
- ・就労の可能性があるので作業能力を高める、又継続するために作業の環境を用意する。（住居侵入）（窃盗）

本人の持ち物管理

- ・所持品（危険物）のチェックを定期的に行う。（窃盗）
- ・タバコ購入等のために窃盗していたことがあり、タバコの喫煙本数を制限させてもらう。（窃盗）
- ・本人のほしがる衣類、小物等は出来るだけ目につかないように配慮する。（窃盗）

本人の金銭管理

- ・個人財布について夜間預り（窃盗）
- ・権利擁護利用契約を行い、金銭管理の援助を行うことになった。（窃盗）
- ・所持金の把握（窃盗）
- ・お金の管理は、第三者に任せる方法をとった。（窃盗）
- ・入所者・通所者の現金については極力職員が行い、利用者本人が管理する場合は施錠のできる所へ入れる（なるべく本人の目につかないよう配慮する）（窃盗）
- ・所持金の職員管理（本人が所持することで、アルコール類の購入につながるため）（わいせつ）

飲酒管理

- ・世話人、同居型のケアホームに入居しているので、アルコール類が好きで、飲みだすとセーブが出来なくなるので、夕食時に週2回、曜日を決めて、世話人の側で飲んでいる。犯した罪も在宅中、飲み屋のママさんに横恋慕し、包丁を突きつけて威嚇し、保護観察処分を受けた。本人が知的障害という認識があまりなく、些細な事でバカにされたと思い込み、トラブルを起こす。H20年6月まで、一般就労（建築業）していたが、職場を無断で飛び出し（2年6ヶ月在職）クビとなる。本人の情緒の安定を図る様心がけている。（傷害）
- ・アルコールを飲んでの障害事件だったため、飲まないように、あるいは飲んでも量を制限するよう、常に見守りをしています。ついでに煙草もやめさせました。又、昼間きちっと労働し、夜は寝るという生活習慣を身につけられる環境整備をしています。又、暑い、寒い、お腹が減ったといった根本的な我慢をする状況に、慣れるような支援プログラムと、職員からの声かけを実施しています。（傷害）
- ・罪種：飲酒しての女性への痴漢行為
- ・禁酒、所持金を持たせない。携帯電話を預かる（保護者より要望）（傷害）

移動手段の制限

- ・以前は自転車を使用していたが、出所後は自転車を使用させていない。（窃盗）
- ・タバコをひろったり、うろついて拳動不審で通報されたら困るので、送迎バス利用に切り替えてもらった。（自転車、本人は来たが、転んだり、車にぶつかったりもした）（窃盗）
- ・施設での日中活動が終了し、自宅へ帰ってからの行動範囲を広げさせないように、バイクを乗ることを制限（一時預り中）、自転車で行動をとるように促した。（窃盗）（住居侵入）

依存症の解消

- ・嗜好品への依存があるので、可能な範囲内で嗜好品を徐々に減らしていく。（その他）

喫煙時の職員支援

- ・喫煙場所の設置し分煙した。（放火）（わいせつ）
- ・喫煙の際は、職員が付き添う。（放火）
- ・喫煙は、決められた場所です。（放火）（暴行）（強姦）
- ・喫煙の習慣の改善（初期は喫煙の回数と場所の配慮）（放火）（窃盗）（わいせつ）

外出時、移動時の支援

- ・外出時、職員が付添う。（窃盗）（性犯罪）
- ・窃盗の罪があるため、通所授産施設への往復は職員が行う。（窃盗）
- ・単独での外出禁止。（窃盗）（覚せい剤法違反）（暴行）（わいせつ）
- ・日中活動の場所（作業場）への移動は職員が必ず同行する。（窃盗）
- ・移動中の把握は、きちんと行うようにした。（窃盗）
- ・通所途中の本人の行動把握に、空白となる時間をつくらないように、施設と家庭の連携を密にとる。帰宅時は途中駅から、母と待ち合わせをして帰る。（窃盗）（放火）（住居侵入）
- ・施設内の移動場面で1人での移動は行わず、職員がつく。（放火）
- ・昼間についても職員が一人について作業訓練をする。（放火）

- ・単独での外出（買物等）は行わず、職員と一緒にいく。（傷害）
- ・無断外出防止のため、作業場は他利用者と同行し、出発、到着について、作業場担当と連絡を密にする。毎日の服装確認。（わいせつ）
- ・一人での外出を控える為、行事としての外出の計画。（その他）

外出の調整

- ・帰省の調整（外出等の調整）（器物破損）
- ・母による帰省の実施。（その他）

単独外出の制限

- ・単独外出の制限、施設全体へ単独外出制限の周知徹底。（わいせつ）
- ・夜間は居室のある居住ブロックをロック（閉鎖）し、本人が勝手に外部（居住ブロック以外）へ出ることを制限。（放火）

女性との距離をとる

- ・他利用者（特に女性）となるべく距離を置く（居室はユニット外の短期入所室の個室。喫煙場所を離す。食事時間帯を遅らせる。日中活動参加時、休憩は自室で（職員同席時は除く）（傷害）
- ・性犯罪の累犯があるため、女性利用者、女性職員との接触を最小限にする。（その他）

生活リズムの確立

- ・日中活動で、十分に体を動かし、夜間はゆっくり落ち着いて過すように、1日の生活のリズムを整える。（窃盗）
- ・体力に任せて突進するのではなく、少しでも考えながら行動できるようにする。（暴行）
- ・一日はきついので、半日、隔日等、徐々に在園時間、日数を増やす。（暴行）
- ・一定の枠（その他）
- ・構造化された生活と環境（その他）

職業訓練

- ・以前にも入所施設へ入所していたが、再入所をすることによって、基礎から訓練することとした。（わいせつ）

単独での外出を認める

- ・単独での外出を認め、気分の発散をする。（窃盗）（覚せい剤法違反）（暴行）（強姦）

余暇活動（楽しみ）の設定

- ・趣味はカラオケで強い欲求があるため、毎日一定時間歌えるようにしている。（傷害）

ストレスの解消

- ・会社をやめる時点での放火、暴力が数回あり、サラ金との関係もあるため、トラブル時の対応を早くに本人のストレスを減らす。（受入れ時には、放火の前歴ありと口頭報告のみ）（放火）
- ・受入れの際には、デイケアスタッフからの助言のもとに無理をさせず、ゆっくり進めること。（放火）

他の利用者との関係調整（物の貸し借りの把握）

- ・他の利用者とのやりとり（物などの賃貸や受け渡し）、ロッカーなど鍵の管理、職員室での金の管理（窃盗）
- ・他の入所の利用者とのトラブルの回避（窃盗）（わいせつ）
- ・お金に対する執着が強いため、他の利用者との関係を把握しておく。（詐欺）（恐喝）（器物破損）（傷害）
- ・あえて特別な扱いをしないように他利用者と同様な支援を基本に行った。（他利用者に対しての圧力的な言葉、態度等とらないよう見守りは行った。）（覚せい剤違反）（暴行）（恐喝）
- ・他の利用者への暴力行為が予想されたため、マンツーマンを基本とする。（覚せい剤違反）（傷害）（恐喝）
- ・友人がおらず、孤独であった。（仕事場は理解があり働きやすい環境）こともあるので、集団の生活の中で人間関係を築く。（傷害）
- ・集団生活経験がないので、生活クラスの配慮。（傷害）
- ・興奮時、粗暴行為等があるので、早期に職員が対応。（傷害）
- ・他利用者、職員に危害がないよう注意する。（傷害）

職員への情報開示

- ・定期的通院の付添などを、相談支援専門員と連携をとりながら支援している。（窃盗）（住居侵入）
- ・犯罪状況については、処遇職員が全てを把握している。（窃盗）
- ・本人の特徴を受け入れ前に、全職員に周知し、定期面談をしていく体制を整えた。（窃盗）
- ・情報収集につとめる。どんなことでも共通の情報となるようにする。（傷害）
- ・担当職員への周知及び対応指導等（傷害）
- ・支援員全員が情報の共有をするとともに、行動面についての見極めを行うための観察をする。（わいせつ）

見守り体制、夜間巡視体制の強化（無断外出防止）

- ・無断外出の可能性があるので夜間確認の徹底（窃盗）（器物破損）
- ・無断外出（土・日・祭日）をしないように心掛けて見守る。（窃盗）
- ・無断外出をすぐに把握できるよう、職員への周知徹底。（窃盗）
- ・支援スタッフが常に本人の近くにいる環境に配置した。（窃盗）
- ・宿直職員見守り、声掛け、強化（窃盗）
- ・夜中の巡視強化（窃盗）
- ・24H見守り体制のある中での支援（入所）（窃盗）（住居侵入）
- ・活動と生活の場では常に職員が気をつける（窃盗前科あり）（窃盗）
- ・大規模施設であり、大勢の職員のみで見守ることができる。（傷害）
- ・常に職員の把握が可能なDR横の個室を提供した。（盗癖防止の点からも個室を用意）（わいせつ）
- ・問題行動（犯罪行為）の把握と観察及び、対応が出来る様に常時支援員が配置されている中で支援する。（わいせつ）
- ・本人の行動を含めて観察の必要性から（無断外出防止）職員が、1対1で支援とする。（その他）
- ・常に職員の監視下に置く。（その他）

職員との密な関係づくり

- ・相談援助を多くし、担当職員との依頼関係の構築を図る。（窃盗）
- ・他の入所利用者と同様、それ以上の密度の濃い関わり、複数担当（２名）を配置した。（窃盗）
- ・とくに調整をしていない。職員とのコミュニケーションが、いきわたるように心がけている。（窃盗）
- ・人を頼りに（軸職員を作る）信頼関係の中で、健康的な心を育てる 成功 / ・その基礎のもとで、帰省を増やしていく 成功・これらの背景に、自由の利かない（放任ではない、枠がある）施設生活がある。（窃盗）
- ・本人が何でも相談出来る担当者を決め、担当者を中心に他職員へ、課題や問題行動をケース会議等で報告、検討した。（窃盗）

担当職員の調整

- ・作業所時代より他の利用者とトラブルがよくあるので担当の指導員を男性にする。（器物破損）

家族への支援

- ・しばしば自宅からいなくなっており、不審者となって拘束されたりしている。むしろ家族と離れた方が安定すると判断し、家族への生保を申請した。（窃盗）
- ・母が関わっている施設の為（利用者として）母の自覚を強め、本人をサポートすることを約束した。
- ・家庭からの送り出し支援（窃盗）

関連機関との連携

- ・福祉事務所、家族、相談支援センターとの情報交換を行い、本人が出来る限り安定できる生活場所を確保した。（窃盗）
- ・福祉事務所との連携体制の強化（詐欺）（恐喝）（覚せい剤違反）（傷害）
- ・隣接する養護学校とのカンファレンスの実施。（器物破損）
- ・大阪府障害者自立相談支援センターに状況を報告し、常にアドバイス頂ける様働きかけた。（殺人）
- ・単独事業所では支援体制を整えることは困難なことから、他法人とも連携して態勢を整える。（殺人）
- ・施設支援のみならず、就労部門（就労支援センター）、生活支援（生活支援センター）によるトータルケアの実施（傷害）
- ・①それぞれの関連機関とのネットワークを広げて共通認識を持つこと。②ケース会議の必要性③専門的知識者等の協力必要（傷害）
- ・三ヶ月毎に担当福祉司と家族、本人を交えた支援会議の開催。（わいせつ）
- ・常時の見守り、個別対応、定期的個別面談の実施、関係諸機関とのケア会議の実施（その他）
- ・本人が何でも相談出来る担当者を決め、担当者を中心に他職員へ、課題や問題行動をケース会議等で報告、検討した。（その他）
- ・保護司、施設関係者、行政、相談支援専門員等でケア会議を行う（その他）
- ・執行猶予期間中に、法人内の入所授産施設に入所し、個別支援計画に基づき単独生活に移る。施設退所後も、同施設職員・相談支援員・養護学校職員等がケア会議を実施する。（その他）
- ・併設している児童寮への情報提供（その他）

医療面での支援

- ・身体症状における諸注意（C型肝炎、腰椎、椎間板ヘルニア、解離性障害）から本人の精神安定を図り、薬物依存への気持ちを抑える。（覚せい剤違反）
- ・確実な投薬管理（覚せい剤違反）
- ・不穏時に頓服薬服用（覚せい剤違反）（窃盗）（暴行）
- ・他害行為防止のため、抗精神薬の定期的な服用をする。（覚せい剤違反）（窃盗）（暴行）（わいせつ）
- ・情緒面、心理的な安定を図るため、定期的に知的障害者更生相談所での心理的面接を実施した。（窃盗）
- ・自閉症療育の専門性（その他）
- ・精神科クリニックのデイケアから多機能型の通所施設に通うことになった。（放火）
- ・通院の継続をすること等を確認する。（放火）

医療機関との連携

- ・精神状態が不安定になり、異常を認めた時のために、前もって精神科医院と打ち合わせし、いつでも入院できる状況をつくってから受け入れた。（殺人）

受け入れ時犯罪歴不明

- ・受け入れ時には犯罪歴不明。（窃盗）
- ・特になし（受け入れた時には犯罪歴不明、その後本人の話の中で判明）（窃盗）（恐喝）
- ・情報がもらえない、何度聞いても出せないという。・問題がおきて（暴力、万引）本人に聞いて、過去のことが分かり、精神科医（服薬をするようになった）や支援方法を考えるという、後手、後手になった。1年あまりが大変であった。とにかく、情報がほしい。（窃盗）
- ・受け入れ前に短期入所を行ったが、その際は犯罪を行い、少年院に入ったことが情報として知らされず、正式に入所することになり、手続き当日になって精神化作業療法士の経過報告書内に、少年院に入っていたことの簡単な説明が書かれていたのを読み、初めて知る。そのためケースの本来の姿を知らずに入所となり、環境調整は全く出来なかった。（窃盗）
- ・特になし 問われていることの答えにはなりません、実はご両親がたのみに来たので受け入れたところ、役所もご両親もご本人も執行猶予中であることを、全く伝えておらず、無断外出してしまってから、執行猶予中であることが判明。この時にもし、それを伝えてくれていたら、もう少し気をつけたと思う。特に飲酒をすると、女性と関係をもたなくなってしまうこと等を知らされていたら、飲酒は控えてもらえたかもしれない。（窃盗）
- ・情報がもらえない、何度聞いても出せないという。・問題がおきて（暴力、万引）本人に聞いて、過去のことが分かり、精神科医（服薬をするようになった）や支援方法を考えるという、後手、後手になった。1年あまりが大変であった。とにかく、情報がほしい。（器物破損）（暴行）
- ・利用する前に情報がほしい。正しい情報、問題点を伝えて欲しい。（精神科医より、服薬が必要とあるなど） / 「アルバイトを探して、働きますから」というだけで所持金もなく、国の施設からということで、受け入れたが、生活費を払うのも立て替えるという状態であった。（器物破損）（傷害）（暴行）

特別な環境調整せず

- ・他利用者には前科の件は告げず普通に接し再犯罪を未然に防ぐ。（窃盗）
- ・スタッフが本人と自然に関われるように意識した。（触法者としては接しないように）（窃盗）
- ・特別な取り組みは無いが、まず本人が気分よく生活できるための配慮が重要だ。迎え入れる利用者に対しては、偏見、不安を持たせてならないし、同じ就職と社会自立を目指す仲間を迎える心の準備に力を注ぐ。本人に対しても言えることであり、部屋割、組み合わせ、食卓の配置など、問題が起きない状況づくりからスタートし、その結果を性格に掌握する観察が重要。（詐欺）（傷害）（窃盗）

その他

- ・在宅で自由、気ままな生活を送ってきたので、施設での集団生活に不適應な為、一施設での短期利用が10日間が限界で、その後無断外出など問題行動が出る。そこで、1ヶ月10日間をめぐりに三施設で対応している。（窃盗）
- ・話すことは出来るが、自分の考えを主張してない。また人の話を聞かないで、その場から逃げる。
- ・集団行動せず、孤立することが多い。（窃盗）
- ・人からの注意や誘いに、素直に聞かない面がある。（窃盗）
- ・裁判にて執行確定するが、施設利用を継続することから保護司等の関わりは一切なく、施設が保護更生施設の補完施設となっている。（窃盗）（住居侵入）
- ・放尿、不潔行為があるので、防汚シートを居室全体に敷き対応した。（窃盗）
- ・過去に受けた（3ヶ月間）ケースは少年院出身で他の施設（知的）で困り、福祉事務所より強い依頼で受けたが、器物破損、暴力で、職員を始め利用者も被害を被り、医師も殴る状態であった。その後栃木県の施設に行った。その施設で死亡した。（その他）
- ・今の施設ではどの程度の人かにより、条件は変わる。本人の状況による。（その他）
- ・法人内児童施設からグループホームに移行するが、交遊関係の乱れから事件を起こす。（その他）
- ・彼女の場合、逆恨みを考えると恐くてできません。出所後、もし受けるとしたら、彼女の話きちんときき、ほめながらも、いけないところはきちんと注意してやれるような男性が必要かと思われる。それまで毎月5～6月になると、うつ状態で食事も食べられなくなってしまうほど、やる気を失ってしまう彼女でしたが、妻子ある単身赴任の男性と同棲していた間は、全くそういう状態にならなかった様です。そしてその男性が心臓発作で入院したことをきっかけに、国に帰ることになり、もとの家で奥さんと暮らすことになり、彼女はその男性と住んでいた自分のマンションを売り、そのお金をもって私共のところへやってきて、結局、放火してしまうことになりました。彼女を受け入れる際、当時の施設（職員として雇ったので職員寮での暮らし）は最悪の環境だったのでしょう。（放火）
- ・入所後すぐに所在不明となり、家に戻る。その後本人の意思を確認するも入所についての同意が無く、家で暮らすとのことで契約を解除、実質的な当施設での生活経験はなし（放火）（住居侵入）
- ・受け入れは、小規模作業所より、措置で通所授産に入る。（器物破損）

3. 職員配置理由

(1) 概要

特別な職員配置の理由は以下にまとめられる。

- ・対象者本人の問題行動、心理状態、対人関係を含む行動特性の把握のため
- ・再犯や問題行動（浪費癖、女性への行動）防止のため
- ・暴力・暴力や恐喝を含む他の利用者へのトラブル防止
- ・信頼関係づくり
- ・集団生活に問題がある場合

特別な職員配置を必要としながら人員や予算上の理由により、職員が配置出来ない事業所が18法人あった。

経験年数が中堅の職員が処遇にあたっていることが多い。性別については、異性への問題行動や女性を軽視するという理由から女性職員を外している場合と、情緒面の安定や甘えられるために女性職員を配置している場合と、個別事例によって違いがある。

事業所によっては、一般の利用者と同じ環境にするため、あえて特別な職員配置をしていない。

(2) 調査結果

対象者本人の問題行動、心理状況、対人関係を含む行動特性の把握のため

【日中活動】

- ・他の利用者と同じ活動の中で、行動特性の把握を行う。
- ・行動の把握
- ・受入れ時は、ご本人に対する情報提供が十分ではなかった為、ご本人の状況の把握のためにも、マンツーマン対応とした。
- ・本人の心理状態を把握するため担当者を決めて対応している。
- ・本人の内面が推し測れるよう心理面の専門知識を有している者を担当とした。
- ・実際の行動特性の把握（環境の変ったところで興味を示すもの、職員との対応の状況）
- ・他利用者と同じ条件で、本人の行動特性（体力、興味、職員の声かけへの対応、他の利用者への対応）の把握。

【生活】

- ・特に夜間は行動を把握するように提示の見守りを行う必要がある。
- ・行動、特性を把握するため、目を離せない状態である。
- ・移動の際の見守りが必要である。
- ・日中活動に自分の居場所を見出したため、上記職員が信頼される存在となった為
- ・担当職員を重視し、特性の把握をした。

【休日】

- ・行動、特性を把握するため、目を離せない状態である。
- ・移動の際の見守りが必要である。
- ・行動把握のための定時見守り
- ・他利用者と同じ条件で、本人の行動特性（体力、興味、職員の声かけへの対応、他の利用者への対応）の把握。

再犯や問題行動（浪費癖、女性への行動）防止のため

【日中活動】

- ・ ADHDにより、衝動的な行動、行為がみられる為、常時の付き添い、見守りを要した。
- ・ 常に見守りが必要
- ・ 個別プログラムでの対応になるため、他利用者の方と同じ対応が困難

【生活】

- ・ 活動時間外（休憩時間夕方）に無外して近所の自販機や家内へ入り込む可能性があるため、職員への報告と把握が必要。
- ・ 様々な職員に対して相談を行い、虚言、盗癖の行動があり、見守り支援が常に必要である。

【休日】

- ・ スポーツ競技中に他者に暴言、暴力行動があり、見守り、支援が必要である。
- ・ 社会的ルールや施設の約束を確認し、支援する必要がある。
- ・ 買物好きであるが、浪費癖があるので注意が必要である。
- ・ 問題行動を起こさないよう、見守り声掛けが必要。
- ・ 情緒が不安定になると、顔付き態度ですぐにわかる利用者なので、前兆を把握（ケアホームの世話人、日中活動の場の職員の連絡を常にとっている）
- ・ 気分が高揚する事なく、普通でおられる様に見守る。

暴力・暴言や恐喝を含む他の施設利用者とのトラブル防止

【日中活動】

- ・ 集団適応が不十分で、些細なことで他の利用者とトラブルになる。
- ・ 施設利用者との相性（重度の人）や集団生活が難しいという判断から職員を1対1で配置した。
- ・ 他の利用者への暴力を起こした際の対処のため
- ・ 自分の行動が制止されると不満が生じるということで、他の利用者とのトラブルを避けることを考えた。
- ・ 他の利用者の方へ及ぼす影響

信頼関係づくり

【日中活動】

- ・ 精神面や行動面に緊張が見られた時は、話を聞くなどで対応。
- ・ 受け入れ当初、孤立することが目立ったため、特定の職員との信頼関係を構築する。
- ・ こまめにコミュニケーションを取り、カウンセリング、相談の回数を増やす。
- ・ 職員や利用者との関係をスムーズに築くため。

【生活】

- ・ 他の利用者との関係をスムーズに
- ・ 実際に関わる職員を制限し、特定の職員との信頼関係を構築する。

【休日】

- ・本人の自で実現を果たし、罪を犯すことがつまらないことだと認識するまで、話し相手になり、本人が喜ぶ機会の提供を行う。
- ・趣味、興味をサポートし良かったと思える環境にし、何でも話ができるようにした。

担当職員について

【日中活動】

- ・厳格な支援ができる役職員で且つ、時には甘えることもできる異性職員を抜擢した。
- ・若い職員、特に女性では軽視される傾向が強い。
- ・短期入所を行った際は落ち着いていて、問題行動もなく、日課に沿って生活出来ていた。そのため他利用者同様に支援体制を組む。また、短期入所中は女性職員との関わりが良好で、それが情緒の安定につながっているのではと判断し、担当者として女性職員を配置する。
- ・異性の職員よりは、同性の職員の方が安心する。
- ・男性職員でないと女性職員を軽く見ているところがあり、大変な事態となりうる。
- ・行動特性（女性に対して）の問題に注意が必要なため。

【生活】

- ・同性介護
- ・特異ケースの為、中堅職員を担当とした。保護者、前施設担当職員との折衝の為、窓口は一本化の為、この担当職員とした。ただし、情報は可能な限り、施設職員全員が把握し、支援方法に統一性を持たせ、個別対応でブレないようにした。

特別対応なし

【日中活動】

- ・特別対応無し
- ・担当を決めての職員配置はない。理由は必要ないからである。その中では、園長中心に業務課長、同副主幹で観察、注視し、確認・協議を必要に応じて続けている。
- ・通常の体制
- ・受入れ時、特に問題はなく、他利用者同様の職員配置とした。
- ・その方の担当支援員は配置しているものの施設全体の業務に組み入れており、集団的な処遇になっている。
- ・個人に特別に配置せず、全体の中で支援を行う。
- ・担当者は配置するが、特別な配置は行っていない。
- ・特別な配置は行っていない。
- ・特別な職員配置は行っていない。
- ・基本的には一般の利用者と同じ、各作業班毎のグループを3～5人の職員が支援するプログラム
- ・施設内では特に問題みられず、特別な職員配置はしていない。
- ・技能労務員と一緒に補助的な作業を行っていたため、マンツーマン的な職員配置になっているが、一般の利用者に対する職員配置でも特に問題なかったと思われる。
- ・特別な職員配置はおかずに対応。短期入所という比較的短い期間での受入れのため。
- ・特に、このケースの為に特別に職員を加配するようなことはない。

- ・ 犯罪に対する特別な配置は行わず、全体の支援の中で対応している。
- ・ ケースの利用に伴い、職員配置を特別に変更はしていない。
- ・ 特別な配置はしていません。
- ・ 特別な配置なし
- ・ 他利用者と同じ対応で支援
- ・ 特にそのために職員を配置していない。他の利用者と同じ処遇に心がけている。
- ・ 一般利用者と職員配置に違いはない。
- ・ 担当の職員はいるが、特に1対1での対応はとっていない。
- ・ 実際の行動特性の把握はしっかり行う。
- ・ 特段配置は変えないが、他の利用者よりも重点的に見回るようにしている。
- ・ 他利用者と同じように対応している。
- ・ 施設等による管理に消極的な考えのもと、通常生活に近い生活支援の提供を心がける。
- ・ 無断外出に対して、目が離せない状況（無断外出後、即窃盗等犯す確率高）
- ・ 特に特別管理体制をとらず、一般同様の中での変化に期待する。

【生活】

- ・ 特別対応無し
- ・ 特別な職員配置は行っていない。
- ・ 特別な職員配置はしていない。
- ・ 一般の利用者と同様の職員配置。
- ・ 特に、このケースの為に特別に職員を加配するようなことはない。
- ・ ケースの利用に伴い、職員配置を特別に変更はしていない。
- ・ 特に職員を特別に配置することはせずに対応。
- ・ 特に特別管理体制をとらず、一般同様の中での変化に期待する。
- ・ 他利用者と同じ対応で支援
- ・ 特別な配置はしていないが、本人への見守りの頻度を増やす。
- ・ 特段配置は変えないが、他の利用者よりも重点的に見回るようにしている。

【休日】

- ・ 特別な職員配置は行っていない。
- ・ 休日勤務の職員5～6名で支援対象者もその1人となる。特別なことがないかぎりマンツーマンはしない。
- ・ 特別な配置はしていないが、本人への見守りの頻度を増やす。
- ・ 特別対応無し
- ・ 一般の利用者と同様の職員配置
- ・ 特に、このケースの為に特別に職員を加配するようなことはない。
- ・ ケースの利用に伴い、職員配置を特別に変更はしていない。
- ・ 特別な配置なし
- ・ 特に職員と特別に配置することはせずに対応。
- ・ 他利用者と同じ対応で支援

特別な配置が必要

【日中活動】

- ・小さな作業所においては、職員加配は出来ないのが現状である。
- ・グループホームでの支援のため、手厚い対応はできない状況でした。GH管理者と就労支援センターの職員で連絡調整しながら進めていました。
- ・職員に余裕なく利用者と同じ配置であるが、窓口を1つにして経験豊富な職員が担当している。
- ・職員を配置する予算はありません。現在は1対1対応ですが。
- ・職員配置、予算はない。区分2ということで、更に厳しい現状、その他、ボランティア職員を導入している。
- ・執行猶予中であることを知らなかったため、特別な対応をしなかったが、例え知っていたとしても、特別彼に付きっきりで対応できるような余裕はない。もしそれが可能なら、彼に対しては、もっと話をしたり、聞いたりして自分自身で反省する時間をとってあげられれば良かったと後悔している。
- ・通所の授産施設では、支援学校のような職員配置にはゆかないので、もっと生後より家庭、学校等で施設に入るまでに(18年間のうちに)生活面、作業面でのしつけ、道具が使える等の基礎的訓練をもっとしっかり確立されている事が必要とされる。
- ・経営的な問題で配置できなかった。
- ・本人を特別扱いしないように配慮しない。
- ・特に職員を特別に配置することはせずに対応。
- ・必要に応じて対応し、マンツーマンは職員不足により不可
- ・罪を犯した利用者に対して、特に職員配置はしていない。余裕が無い為「出来ない」は実状。
- ・他の利用者とともに支援をするため、特別な職員の配置はできていない。

【生活】

- ・本来は目が離せない状態だが、職員配置上難しい。
- ・ホームは正規職員1名+非常勤職員数名の配置しか出来ない状態が現状である。
- ・特にそのために職員を配置していない。他の利用者と同じ処遇に心がけている。

【休日】

- ・休日は職員体制が特に薄いため、保護者宅週末帰省をしていただいている。ただ、保護者も手に負えなくなってきているらしく、今月より隔週帰省となり、盆帰省もなくなった。
- ・かろうじてその時には、国の制度として「生活支援ワーカー事業」があり、そのワーカーに対応してもらっていた。

その他

【日中活動】

- ・当事者の利用者に対しては再犯という心配は、ほとんどしていないが、設問とは外れてしまうが、知的障害者が一般就労した場合、会社のロッカーを荒らしたとして、首になった利用者がいたが、(本人の態度がはっきりしないため)冤罪のように思われても、証拠もなく、本人が最初に罪を認めてしまえばどうしようもない。
- ・罪を犯したといっは、判明分は1回だけで、今後も注意して欲しいものは、はっきり言うことができるように、親と相談して決めることができるように訓練を繰り返す。

4．処遇プログラムの内容

(1) 概要

処遇プログラム、休日の余暇活動共に所属する事業所の作業内容に沿っている。

(2) 調査結果

表33 日中活動の具体的な活動内容

農業・園芸	31	(28.4)
作業	14	(12.8)
受注作業（畳製造、箱折等）	12	(11.0)
就労訓練・職場実習	7	(6.4)
清掃（シーツ交換等）	7	(6.4)
家事	4	(3.7)
クリーニング	4	(3.7)
就労	4	(3.7)
創作活動（手芸・陶芸）	4	(3.7)
リサイクル活動	4	(3.7)
体力づくり（歩行、スポーツ大会）	3	(2.8)
畜産	3	(2.8)
参加せず	2	(1.8)
自治会への参加	2	(1.8)
食品（パン）製造	2	(1.8)
製品販売	2	(1.8)
重度の障害者へのアシスタント	1	(0.9)
ビデオ上映	1	(0.9)
木工活動	1	(0.9)
薬物本人会	1	(0.9)
	109	(100.0)

注1 ()内は構成比。

2 記述回答を行った65名。回答には一部重複あり。

3 集計者による再集計を行う。

表34 特別な支援プログラム

個別面談	4	(18.2)
施設外での職場実習	2	(9.1)
課題別グループ活動	2	(9.1)
音楽活動	1	(4.5)
重度の障害者の生活介護	1	(4.5)
作業工賃を渡す	1	(4.5)
季節ごとの行事	1	(4.5)
仲間作り	1	(4.5)
ゴルフ	1	(4.5)
焼き菓子を本人の責任において作ってもらっている	1	(4.5)
保護司との接見	1	(4.5)
クラブ活動	1	(4.5)
家事援助等地域生活の支援	1	(4.5)
役割活動	1	(4.5)
個別支援プログラム	1	(4.5)

就業生活支援センターのサポートあり	1	(4.5)
家族の支援	1	(4.5)
	22	(100.0)

注1 ()内は構成比。回答には一部重複あり

- 2 回答者は22名。
- 3 集計者による再集計を行う。

表35 休日の支援プログラム

余暇活動への参加	8	(29.6)
個別支援計画	4	(14.8)
再訓練プログラム	2	(7.4)
ヘルパー利用	2	(7.4)
地域行事への参加	1	(3.7)
クラブ活動	1	(3.7)
カウンセリング	1	(3.7)
施設内活動参加	1	(3.7)
買物	1	(3.7)
単独外出時に約束を決める	1	(3.7)
余暇の自由な行動	1	(3.7)
カラオケ他	1	(3.7)
スポーツ活動、大会参加	1	(3.7)
洗濯等身辺整理	1	(3.7)
他の利用者と仲良く	1	(3.7)
	27	(100.0)

注1 ()内は構成比。

- 2 回答者は21名。回答には一部重複あり
- 3 集計者による再集計を行う。

表36 休日の余暇活動

余暇活動	8	(17.4)
クラブ活動	6	(13.0)
外出(ドライブ)	6	(13.0)
カラオケ・音楽	5	(10.9)
行事(施設内)	4	(8.7)
行事(施設外)	3	(6.5)
スポーツ	3	(6.5)
外食	2	(4.3)
旅行	2	(4.3)
自治会活動	2	(4.3)
買物	1	(2.2)
習字	1	(2.2)
入所支援計画	1	(2.2)
お花見会	1	(2.2)
好きな活動や作業(畑作業や大工的な仕事)	1	(2.2)
	46	(100.0)

注1 ()内は構成比。

- 2 回答者は21名。回答には一部重複あり
- 3 集計者による再集計を行う。

5．ねらい

(1) 概要

処遇プログラムのねらいは通常のケアプラン作成時のものと大きな違いはない。

休日の活動は、自由な時間の過ごし方や犯罪以外への興味関心を抱かせること等の観点から罪を犯した障害者の支援にあたっては重視されている。

日中活動、生活、休日のねらいは以下の通りにまとめられる。

【日中活動・生活】

① 環境調整

- ・健康管理
- ・本人にあった環境調整
- ・職員の目が届きやすい
- ・収入の確保
- ・本人に合う日中活動を探す
- ・住居の確保

② 能力、状態の把握

- a．就労能力
 - ・職業能力の把握（日中活動）
- b．生活能力（ADL）
- c．再犯・反社会的行動の把握
 - ・再犯・反社会的行動の把握（日中活動）
- d．再犯・反社会的行動の防止
 - ・反社会的集団との隔離
 - ・ストレス発散、精神の安定
 - ・犯罪以外に興味を持たせる
 - ・再犯・問題行動の防止
 - ・各種依存からの脱却
 - ・罪を認識させる
 - ・他の利用者からの隔離

③ 次のステップへの意欲養成

- a．存在肯定
 - ・職員との信頼関係構築
 - ・自信をつけさせる
 - ・安心感の獲得
 - ・生きがいの育成
- b．就職
 - ・就労意欲をつける
 - ・働くことの喜び・達成感の養成

- c . 地域移行
 - ・ 地域移行への意欲の育成

④ 訓練・能力の養成

- a . 就労
 - ・ 就労訓練・職業能力の育成
 - ・ 就労をめざす
 - ・ 集中力をつける
 - ・ 仕事への姿勢
- b . 生活
 - ・ 生活訓練・生活能力の育成
 - ・ 地域生活への移行
- c . 基本的能力
 - ・ 生活環境に慣れる
 - ・ 規則・約束を守る
 - ・ 規則正しい生活リズム、生活習慣の確立
 - ・ 社会性をつける
 - ・ 社会マナー（挨拶、言葉づかい等）の修得
 - ・ 責任感を持たせる
 - ・ 自己決定での活動が可能に
- d . 人間関係
 - ・ 協調性、集団生活への適応
 - ・ 仲間を見つける
 - ・ 他の利用者との関係
 - ・ 他の利用者との交流

【休日】

① 趣味・楽しみの把握

- a . 把握
 - ・ 趣味・楽しみの把握
 - ・ 状態把握
- b . 楽しみの育成
 - ・ 楽しみを増やす
 - ・ 楽しく過ごす
 - ・ 余暇活動の充実

② 再犯の防止

- a . 再犯の防止
 - ・ 犯罪以外への興味関心を持たせる
 - ・ 生活目標を持たせることにより生活の安定化
 - ・ 生活にメリハリ・潤いを持たせる
 - ・ 一人にさせない

- ・ストレスの解消
- ・自信をつける
- b．自由な時間を使えるように
 - ・自由な時間・お金の使い方の訓練
 - ・金銭管理能力の養成

③ 生活訓練

- ・規則・約束を守る
- ・協調性、集団生活への適応
- ・施設の生活へなれる
- ・自己決定での活動が可能に
- ・買物を行う
- ・規則正しい生活リズム、生活習慣の確立
- ・作業への自主的な参加
- ・社会マナー（挨拶、言葉づかい）の養成
- ・他の利用者との交流

(2) 調査結果

① 日中活動・生活

健康管理

【日中活動】

- ・健康管理の徹底を図る
- ・健康面、情緒の安定を図る。

【生活】

- ・健康管理の徹底を図る
- ・健康の維持増進に努める。
- ・身体、精神面の状態を捉える。

本人にあった環境調整

【日中活動】

- ・本人の希望や能力的に高いものがあり、入所施設よりは通所施設の方が本人の支援によいとの判断。
- ・本人の希望と、生活基盤を安定させる。
- ・施設内の集団での日中活動には馴染めないで個別に見守る体制をとった。

職員の目が届きやすい

【日中活動】

- ・職員が24時間常駐するなかで、24時間の見守り支援を行う。
- ・職員の目が行き届きやすいようにする。

収入の確保

【日中活動】

- ・ 犯罪（窃盗）以外の収入源の認知と作業参加の促進

本人に合う日中活動を探す

【日中活動】

- ・ 本人に合った活動を見つけ出す。
- ・ 農家育ちで両親と共に作業したと推測、居場所ができる。
- ・ 本人のできることから

住居の確保

【生活】

- ・ 住居の確保
- ・ 住居を確保する
- ・ 他に受け入れる場所が無い
- ・ 生活の場の安定
- ・ 生活場所を安定させ、就職に向けた活動を行うことができるようにする為。
- ・ 居住する場所が無く施設へ
- ・ 安心感の獲得の為

状況把握、職業能力の把握

【日中活動】

- ・ 本人の状況把握
- ・ 職員配置が厚く、一ヶ所での作業であり、職員の目に届く範囲であることから、把握しやすい面がある。
- ・ 支援スタッフが手厚い中で、本人の状態を把握する。
- ・ 障害者職業センターを利用して、能力を把握。
- ・ 行動特性の把握
- ・ 精神面の不安定さを把握し支援する。
- ・ 本人の作業能力を把握する。
- ・ 行動特性を把握する。
- ・ 本人の状態を把握する。
- ・ 興味、特性を把握する。
- ・ 身体、精神面を把握する。
- ・ 性格、性癖の把握に努める。
- ・ 利用者の行動特性、作業能力の見極め
- ・ 精神面での状態把握。
- ・ 生活リズムの把握（日中は作業参加）
- ・ 対人関係の問題点の把握。
- ・ 本人の状態把握
- ・ 本人の状態を把握する。

- ・日中活動の為（授産施設）において、生産活動を通して、本人の精神的な情緒の安定を図り、本人の状態を把握する。
- ・マンツーマンで支援することで、本人の心理状態や行動を把握する
- ・職員が日常の行動に気をつけ状態を把握する。
- ・本人の状態を把握する。
- ・常時の見守り等を徹底して行うことで、問題となる行為を未然に防ぐと共に、ご本人の精神状態や個別対応、常時の見守りにより、問題となる行為等に至らないようにする。
- ・本人の性格や、精神面、身体面の状態をみる。
- ・色々な活動に参加することで、身体、精神面の状態、特性を捉える。
- ・職員配置がある中で本人の状況を把握する。
- ・生活状況と本人の状況を把握。
- ・指示のもとに生活が可能かどうか把握。
- ・集団でのルールを守り、行動がとれるのか本人の状態をつかむ
- ・行動特性の把握に努める。
- ・身体、精神面の状態、特性を捉える。
- ・作業を好まないの、作業中の本人の状態を細かくチェックする。
- ・作業能力の見極め
- ・行動面、精神面の把握
- ・作業能力の確認
- ・作業姿勢の確立、作業能力理解力の把握。

【生活】

- ・支援スタッフが常に本人の状態を把握できる。
- ・生活の場での問題発生が十分予見できる為、施設入所で行動観察する。
- ・生活状況の把握、交友関係や家族関係、生育歴の把握
- ・罪種から周辺に人家がない入所施設で支援を行いながら、本人の状態を観察する。
- ・夜間、無断外出等の恐れがあった為。また、日常の生活状況の把握。
- ・集団生活における問題行動の有無の確認及び再犯の可能性の確認

反社会的集団との隔離

【日中活動】

- ・地元の仲間から離す。
- ・自宅に同居してて虐待していた者との隔離

【生活】

- ・地元の仲間から離す。
- ・反社会的集団と分離する

ストレス発散、精神の安定

【日中活動】

- ・情緒の安定を狙いとし、気分発散の場を設け、意志疎通をとる。

- ・精神の安定ができるように努める。
- ・医療機関との連携により情緒の安定を図る。
- ・ストレスを内にためない。
- ・最重度知的障がい者と関わることで、気持ちに潤いを持ってもらう。
- ・家族から離れてのストレス発散。

【生活】

- ・身体を動かすことでストレス発散をする。

犯罪以外に興味を持たせる

【日中活動】

- ・犯罪行為以外の活動に興味を持たせ生産活動に結びつける。

再犯・問題行動の防止

【日中活動】

- ・家族（父親）による生活管理が困難なため、入所にて支援。（再発防止）
- ・家庭での支援が困難なため、生活全般を管理する。
- ・金銭やタバコの貸し借り等でトラブル生じやすい為、いずれもその機械を減らし、暴力的な行動を防ぐ。
- ・異性との無断外出を特に注意する。
- ・社会経験（異性交遊）豊富なため、他利用者への悪影響を防止する。
- ・問題行動（犯罪となった部分）の有無及び、再犯の可能性の確認
- ・日課に自由時間が少なく、チェック機能が働く。
- ・盗癖、物を隠す、物損の防止

【生活】

- ・無断外出のおそれがあるため、寮出入口が施錠されている入所更生施設を利用
- ・1日24時間の見守りが可能である。
- ・虚言、盗癖を自制する。
- ・嗜好品への依存の軽減。
- ・異性との無断外出を特に注意する。
- ・再々犯防止
- ・家庭での支援が困難なため、生活全般を管理する。

依存からの脱却

【生活】

- ・薬物依存への脱却

罪を認識させる

【生活】

- ・罪を犯すことの愚かさを学ぶ。二度と同じ間違いを犯さないことを学ぶ。

- ・知的障害者通勤寮での再訓練

他の利用者からの隔離

- ・他の利用者と関わらない。
- ・他利用者、園外の友人とのトラブル回避
- ・社会経験（異性交遊）豊富なため、他利用者への悪影響を防止する。

職員との信頼関係構築

【日中活動】

- ・信頼関係の構築
- ・支援員との信頼関係を構築
- ・いつでも相談できる体制づくり

自信をつける

【日中活動】

- ・特別扱いをしないことからくる（対等な意識）自信、信頼の確立
- ・作業活動を通して自信をつける。
- ・肯定的な対応を心がける
- ・高い作業能力を計画し、自信を持たせる。
- ・存在を肯定的にとらえる。
- ・作業参加により、充実感や自己肯定感を持ってもらう。

【生活】

- ・人に役立つ事を目標とする（自治会長をあえてさせ自らも律することを支援した） 効果はかなりあった。

安心感の獲得

【日中活動】

- ・安心感の獲得の為

生きがいの育成

【生活】

- ・生きがいの育成
- ・正当に得た報酬を、生活の楽しみに使う喜びを体験する。

就労意欲をつける

【日中活動】

- ・就労への意欲を維持する。
- ・仕事に対する意欲を育てる。
- ・就労意欲増進
- ・就労経験があり、就労意欲もある。その力を継続したい。

- ・興味ある作業を通して、労働の意欲を高める。
- ・働くことへの意識づけ
- ・少ないが報酬を与える事で作業へ対して意欲を持たせる。
- ・働く習慣と職業意識の向上
- ・担当の役割を担い、意欲を高める。
- ・得意な作業をみつけ自信をもってもらう。

働くことの喜び達成感の養成

【日中活動】

- ・社会の一員としての自覚を持たせる。
- ・農作物が育つことの満足度
- ・農作業を通し、生産することの喜びを知る。
- ・前施設ではとても熱心に作業に取り組んでいた為、本人意欲の継続。
- ・身体を動かし、野菜を育てる喜びを持たせる。
- ・他の利用者とともに、日中に肉体的な作業にとり組み達成感を得る。

地域生活への意欲の育成

【日中活動】

- ・本人自身で生きていけるように自覚を促す。
- ・新しい生活の場への移行準備
- ・主体的でかつ充実した生活を送るために、種々の支援を行い地域移行を目指す。
- ・退院後の生活について、検討するための体験入所

【生活】

- ・矯正施設から入所更生施設へのスムーズな移行

就職訓練・職業能力の育成

【日中活動】

- ・作業（ウエス加工）を通しての自立訓練。
- ・ワークセンターに通うことで、精神症状を悪化させることのないよう、自分のペースで通うことを狙いとする。
- ・枠の中で、しっかりした日中活動を行う
- ・日中作業を通じて、就労習慣を身につける。
- ・一日を通して働ける力を養成する。
- ・作業能力の把握と訓練
- ・ワークトレーニング 就労体制の確立、生活リズムの維持
- ・作業に取り組む姿勢を身につける。
- ・一般就労に向けたスキルアップ
- ・基礎体力の向上、
- ・決められた時間、場所での持続的活動
- ・就労中の安全を身につける。

- ・一定の一連の作業を確実に行う。

就労を目指す

【日中活動】

- ・一般就労する事により、社会的責任、本人に自覚を持たせ経済的欲求も満たす。(就労)
- ・精神障害者の社会適応訓練制度を利用し一般就労を目指す。(就労)
- ・一般就労を目指し、就労支援センターにも協力していただき、進めてきている。(就労)
- ・家族の支援が困難である事と加えて、自立にむけての意欲が強いため、継続した就労は不可欠である。(就労)
- ・就労を図る(就職活動)
- ・地域のネグ出荷の手伝いの実習などを通して、社会参加技能のスキルアップを目指す。(入所更生)
- ・生活場所を安定させ、就職に向けた活動を行うことができるようにする為。(入所授産)
- ・就労を目指し、作業参加(入所授産)
- ・適切な就労環境の確保(入所更生)
- ・就労へ結びつける
- ・仕事の意識づけを行う
- ・仕事に対する意識付け

集中力をつける

【日中活動】

- ・毎日の作業に従事し、集中力をつける。
- ・集中力と持続力を培う
- ・日課を守り、他の利用者と共に最後まで作業に取り組む
- ・集中力と持続力を培う

仕事への姿勢

【日中活動】

- ・1つの仕事をまじめにする事で自分を認めてもらう。
- ・何事に対してもまじめにとりくむ姿勢を養う
- ・仕事の意識

生活訓練・生活能力の養成

【日中活動】

- ・基本的な生活技術の修得(洗濯、掃除、畑作業、販売)

【生活】

- ・掃除や当番などで出来る事を増やす。
- ・継続できる様に支援する。
- ・得意な作業をみつけ自信をもってもらう。
- ・清潔保持に努める。

施設の生活に慣れる

【日中活動】

- ・施設内の日課に慣れてもらう。
- ・施設の生活に慣れる。

【生活】

- ・生活環境に慣れる。

約束規則を守る

【生活】

- ・施設の約束を守る。
- ・規則を作る

生活リズムの確立、生活習慣の確立

【日中活動】

- ・集団生活の中でマナーやルールを身につけて、生活のたて直しをする。
- ・生活基盤、日中活動の場面の確保から安定した生活リズムの維持
- ・日中活動を規則正しい生活リズムにする。
- ・働きを中心とした生活サイクルの定着
- ・全日を通して、規律ある生活習慣
- ・将来の自立更生へ向けて、まず基本的な生活習慣をしっかりと身につける。
- ・施設での規則正しい生活
- ・規則正しい生活。
- ・生活リズムをつくる
- ・事業所に通うことにより規則正しい生活リズム、生活習慣を養う。
- ・規則正しい園生活を送り、まずは、生活面の社会性を。
- ・服装、身体の清潔さを保ち、持続性のある自立をめざす。
- ・規則正しい生活習慣を身につけ、ここをでてもそれが継続できるようにする。
- ・規則正しい生活をおくる。
- ・入所施設で生活する事で生活リズムを整える。
- ・男性職員に対応してもらい、日々の生活リズムの観察、指導を行う。
- ・放任ではない、枠の中での生活、しっかりした日常活動

【具体的な活動内容】

- ・作業を行うことで生活にメリハリをつける。
- ・規則正しい生活習慣の確立
- ・規則正しい生活リズム
- ・毎日行う。
- ・本人にとって馴染みのある作業をすることで通所意欲を持たせる。
- ・適切な作業習慣

【生活】

- ・生活習慣の確立
- ・基本的な生活習慣の確立
- ・規則正しい生活リズムを身につける
- ・規則正しい生活に慣れる。
- ・規則正しい生活、生活習慣を身に付ける。
- ・規則正しい生活を行う
- ・規則正しい生活リズム
- ・協調性を養い、ADLの確立
- ・規則正しい生活習慣の確立
- ・規則正しい生活習慣を身につける。
- ・施設のもつ規則正しい生活リズム、生活習慣を学ぶ
- ・施設での規則正しい生活。
- ・規則正しい生活
- ・規則正しい生活習慣を身につけ、ここをでてもそれが継続できるようにする。
- ・生活習慣を規則正しく整える。
- ・規則正しい生活リズム、身辺面の清潔。
- ・規則正しい生活のリズム、生活習慣を学ぶ。
- ・全日を通して、規律ある生活習慣
- ・規則正しい生活リズムの構築と生活習慣の習得
- ・規則正しい生活リズム、生活習慣を学ぶ。男女間の正しい付き合い方を説明。
- ・規則正しい生活リズム、生活習慣を身につける。
- ・短期間で昼夜逆転した生活のリズムを立て直す。
- ・規則正しい生活リズムの確立
- ・施設に於いての生活習慣の確立
- ・生活行動の安定を図る。
- ・基本的に日課のリズムを確立
- ・基本的な生活習慣の立て直し、
- ・自分の生活の基盤作り
- ・余暇時間夜間の生活習慣の過ごし方

社会性をつける

【日中活動】

- ・少しずつ地域社会での活動を増やし社会性を高める。
- ・再犯なき就職達成と社会生活の自立
- ・社会性を身につける。
- ・事業所内だけの活動から地域のスポーツ活動や大会に参加を行う中で、社会性や地域生活の目標を高める。
- ・人と接点をもった活動を行う。手伝うということから始める。1対1対応

社会ルール（挨拶、言葉づかい等）の修得

【日中活動】

- ・感情のコントロールと素直さとマナーの習得
- ・挨拶言葉遣い集中力

自己決定での活動が可能に

【日中活動】

- ・自分の訴えをはっきり伝えたり、会話に加わるモチベーションを高める。
- ・自分自身の力で生きていくことの自覚を促す。
- ・体調やその時の気分によって取り組む内容を自ら選択できるようにした。
- ・自力で可能な活動を身につける。
- ・決められた時間や、自身が今なすべきことをする。

責任感をもたせる

【日中活動】

- ・作業を通じ、責任感や自覚を持たせる。他者との関わり。
- ・作業を通して、仕事に対する責任を持つようにする。

協調性、集団生活への適応

【日中活動】

- ・協調性
- ・集団生活への適応能力の向上を図り、一般就労へ
- ・集団生活への適応支援
- ・集団生活の中で、協調性や人間性の回復を願う。
- ・集団生活に慣れる
- ・協調性を養う。
- ・集団生活の基本的ルールを守って生活する。
- ・孤立しないで、皆と楽しく過ごす。
- ・協調性勤勉性を培う
- ・朝起きて通う、人の中で生活する。
- ・協調性作業に対する意欲を培う
- ・作業（仕事）に対しての責任感と協調性を養う。
- ・作業活動を通して情緒の安定と協調性の向上を図り仲間意識を高める
- ・利用者同士の助け合い
- ・色々な方と接することで協調性を身につける。
- ・地道に集団活動に参加する。
- ・集団での作業参加により、社会性や協調性を養う。

【生活】

- ・集団生活へ適応
- ・共同生活をすることにより、協調性を養う。

- ・ 集団生活に慣れる
- ・ 仲間と生活を経験する中で、協調性を養う。
- ・ 仲間と協調する
- ・ 他の利用者との生活
- ・ 集団生活を通して、協調性やお互い譲り合う心などを養成する。
- ・ 知的能力の近い方と居室や食堂の席を一緒にすることで、利用者同士の間人間関係を形成する。
- ・ 約束事を守り、集団参加に適応させていく。

仲間をみつける

【日中活動】

- ・ 仲間（友人）をつくる。
- ・ 同年代の入所者が多い為、友人ができる可能性が大である。

他の利用者との関係

【日中活動】

- ・ 職員や他の利用者との人間関係の構築

他の利用者との交流

【生活】

- ・ 時々集団や小グループの活動に参加するチャンスがある。
- ・ 集団生活の中、仲間との協調性やコミュニケーション能力、理解力。
- ・ 他利用者と仲良くする。
- ・ 知的能力の近い方と居室や食堂の席を一緒にすることで、利用者同士の間人間関係を形成する。
- ・ 同性利用者との同室（3人部屋）
- ・ 他の利用者との接点を見つけ、自身の気分転換をはかる。
- ・ 集団生活の中で他の利用者とのコミュニケーションの取り方を学ぶ。

その他

【日中活動】

- ・ 利用期間（H17.12.26～12.30）の5日間である。
- ・ ほかの短期入所利用者と同様の対応、支援を行う。本人は受入時及び利用中とも大変おちついており、特別な支援体制は不必要と判断
- ・ 都市部、自宅近くでの「犯行」であったため、被害者、警察の意向を考慮。地方部の当施設に入所となった。
- ・ 作業 ビデオ上映 週に1回スクリーンにてビデオ鑑賞
- ・ 集団活動には馴染めない
- ・ 能力的に高く、本人の希望もあり、技能労務員と一緒に作業を行っていた。

【生活】

- ・ 宿直型ホームを利用
- ・ グループホームでは同居人のお金を盗んだ経験から退所せざるを得なくなり、自宅で一人暮らし

を余儀なくされたが、近くにいとこが住んでおり、生活状態は見守っていくことにした。施設の短期入所の利用も本人に促すも、残された家族（親）のことが気になるという理由で、本人の意向にそい、自宅で生活し、生活リズムを確立するよう促す。

- ・生活をする上での大きな課題はない。

② 休日

趣味楽しみの把握

- ・本人さんにとっての楽しみ興味の把握
- ・本人にとっての趣味や楽しみを把握
- ・趣味、楽しみの把握
- ・本人の趣味、楽しみを把握
- ・趣味を持つ

状態把握

- ・日常場面と違う本人の状況把握

楽しみを増やす

- ・楽しみを増やす
- ・余暇時間の充実
- ・仲間と楽しんだりすることで、生活の楽しみを見つけて欲しい。

楽しく過ごす

- ・自分の楽しみを生かし、仲間と楽しく過す。
- ・他人に迷惑をかけずに、楽しむ
- ・継続的、単発的な余暇を考え休日の楽しみを増やす。
- ・余暇を楽しく、活動的に過す。
- ・楽しく参加する。
- ・仕事から離れて自分の時間（自由）に楽しく過ごす。

余暇活動の充実

- ・余暇時間の充実

犯罪以外への興味関心を持たせる

- ・本人はカラオケ、打楽器が大好きで、そのことに夢中になりスナック通いを忘れさせる。
- ・ストレス蓄積による触法行為再発防止。
- ・犯罪以外への興味関心の引出
- ・ストレス蓄積による触法行為再発防止。

生活目標を持たせることにより生活の安定化

- ・生活目標を持つ（趣味等把握）
- ・個別支援プログラムに盛り込み、支援目的を明確化することにより、本人への自覚につなげる。

- ・映画、ドライブ、バッティングセンターなど、楽しみが目標となる。
- ・メリハリのある生活をする。
- ・通常の個別支援計画がある中で生活全般にわたってモチベーションをあげる。
- ・可能な限り本人の希望を聞くことにより生活の安定を図る。（例…一人での旅行等）
- ・楽しむ時は、とことん楽しむことで生活にメリハリをつける。
- ・楽しみを持ち、心身の安定につなげる。

生活にメリハリ・潤いを持たせる

- ・生活に潤いを持つ
- ・生活に張りを与えるための趣味や楽しみを見つける。
- ・潤いのある生活の領域を広げられる取り組み
- ・生活に張りを持たせるために、本人の趣味、関心ごとを把握する。
- ・生活のうるおい
- ・生活にメリハリを付ける
- ・楽しみの場面を設け、日常生活にメリハリをつける。
- ・潤いのある生活の領域を広げる取り組み

一人にさせない

- ・一人にしない。
- ・時間をもてあますと、何をするかわからないので（ホームレスの方の見回りの手伝い）困っている方や、もとホームレスであった自分が二度と同じ間違いを繰り返さないように

ストレスの解消

- ・ストレスの解消
- ・施設入所のストレスの解消と、社会との接点の維持
- ・施設生活のストレスを発散する。

自信をつける

- ・グループでのスポーツ参加、音楽活動を通じて、協調性、自信を持つ。
- ・自分に自信をもたせる

自由な時間・お金の使い方の訓練

- ・休日の上手な使い方により翌日の糧となるように支援を心掛ける
- ・決められた範囲内で余暇を過す。
- ・全日を通して、規律ある生活習慣
- ・事件と同じ状況においても、再犯を繰り返さない意識づけ
- ・余暇時間の充実
- ・自分の楽しみを活かし、余暇時間を活用する。

金銭管理能力の養成

- ・所持金を計画的に使えるようにする

規則・約束を守る

- ・約束を守る。正直に話す。

協調性、集団生活への適応

- ・仲間との協調性を養う。
- ・本人の好きなサッカーを通して、仲間との連帯意識を養成
- ・利用者間の協調性を養う。
- ・グループでのスポーツ参加、音楽活動を通じて、協調性、自信を持つ。

施設の生活へなれる

- ・集団生活に適応し、心身の安定を図る。
- ・はじめての入所のため、施設生活に慣れるため、職員の関わりを深くとる。

自己決定での活動が可能に

- ・本人意思の尊重

規則正しい生活リズム、生活習慣の確立

- ・全日を通して、規律ある生活習慣

作業への自主的な参加

- ・自主的な余暇活動への参加
- ・自主的な余暇活動
- ・正しい余暇活動を経験する。

社会ルール（挨拶、言葉遣い）の養成

- ・社会のルールの取得

他の利用者との交流

- ・集団生活に馴染むこと、人間関係を築くこと
- ・仲間と楽しく過す。
- ・利用者と共に参加する機会をもつ
- ・他の利用者と楽しく過ごす
- ・仲間との協調性を養う。
- ・自分の楽しみを生かしたり、仲間と楽しく過す。
- ・仲間とトラブル起こさず、楽しく過す。
- ・地域の方々との交流
- ・他利用者と楽しく過す。
- ・自分の楽しみを生かしたり、仲間と楽しく過ごす。

支援プログラムに対応したねらい（ ）内は支援プログラム

- ・盗みに走らないで済むような強い心の養成と環境づくり（再訓練プログラム）

- ・盗みをしない強い心と、その環境づくり（再訓練プログラム）
- ・後見人とのカウンセリングを通して犯した罪の認識、将来への自立の可能性を探る。（カウンセリング）
- ・集団生活に馴染むこと、人間関係を築くこと（施設内の活動参加）
- ・自分の生活をより良いものとする為に、利用者自治会活動に参加し、意見を言い実行できる。（自治会活動への参加）

その他

- ・本人からの報告と確認
- ・見守り、助言、手伝い
- ・相手（支援者）の指示に従う。反射的な行動をなくす
- ・休日等、職員不在のため、保護者自宅へ帰省していた
- ・仕事の疲労感もあり、余暇は休息に与えていた。

6．観察項目

(1) 概要

処遇プログラムの観察項目は通常のケアプラン作成時のものと大きな違いはない。

「医療的ケアの必要性」が16件あった。

日中活動、生活、休日の観察項目は以下の通りにまとめられる。

【日中活動・生活】

① 本人の行動特性・分析

a．全般

- ・将来へ向けての展望・目標継続
- ・家族との関係
- ・認知力
- ・本人の主張の聞き取り

b．医療面

- ・医療的ケアの必要性、健康管理

c．生活面

- ・ADLの把握
- ・身辺整理・清掃
- ・生活面での課題分析
- ・規則正しい生活リズム、生活習慣が確立されているか
- ・地域生活への意欲

d．就労面

- ・基本的能力、職業能力の把握
- ・仕事（日中活動）への意欲
- ・集中力
- ・事業所への勤務態度
- ・日中活動の適性

- ・仕事への姿勢
- e . 精神面
 - ・心理・精神面の把握
 - ・ストレスの有無
 - ・トラブル時の感情処理
 - ・情緒安定
 - ・思考傾向の把握
 - ・コミュニケーション方法
- ② 再犯・反社会的行動
 - a . 罪の意識づけ
 - ・罪に対する意識づけ
 - b . 再犯・反社会的行動の把握
 - ・再犯、反社会的行動の把握
 - ・反社会的行動、問題行動の前兆
 - c . 再犯・反社会的行動及びそれにつながる問題行動の防止
 - ・再犯・反社会的行動の防止
 - ・反社会的集団との隔離
 - ・異性との関係
 - ・金銭管理
 - ・飲酒・喫煙についての確認
 - ・他の利用者・職員への暴言・暴力
 - ・所在確認（無断外出）
 - ・持ち物管理
- ③ 対人関係
 - ・他の利用者との関係
 - ・他の利用者への対応
 - ・集団生活への適応性
 - ・協調性
 - ・他の利用者・職員への暴言・暴力
 - ・職員の指示への反応
- ④ 社会的マナー
 - ・うそ、ごまかし
 - ・規則・約束が守れているか
 - ・時間厳守
 - ・社会的マナー（挨拶、言葉づかい）
 - ・施設の日課が守れるか
- ⑤ 処遇プログラム
 - ・クラブ活動への参加
 - ・日中活動の効果

- ・生活訓練の効果
- ・事業主との関係

【休日】

- ① 趣味・楽しみの把握
- ・趣味・楽しみの把握

- ② 休日の過ごし方の観察

- a．活動への取り組み・過ごし方
- ・自由時間・余暇時間の過ごし方
 - ・楽しんで取り組んでいるか
 - ・羽目を外しすぎていないか
 - ・規則・約束が守れるか
 - ・集中力
 - ・自己決定
 - ・プログラムへの自主的な参加
 - ・クラブ活動の継続
- b．再犯・反社会的行動について
- ・罪に対する意識づけ
 - ・再犯の可能性の把握
 - ・再犯・問題行動の防止
- c．精神状態
- ・精神状態の把握
 - ・自制心
 - ・自立への意欲
- d．対人関係
- ・施設の生活への適応状況
 - ・地域の方との関係
 - ・他の利用者との関係
 - ・協調性
- e．金銭管理
- ・金銭管理

- (2) 調査結果

- ① 日中活動・生活

将来へ向けての展望

【日中活動】

- ・目標意識を継続する
- ・本人に対して何故今ここにいるのかを理解してもらい、作業訓練を通じて将来の展望につなげる。

家族との関係

【日中活動】

- ・ 家族（兄弟関係）

認知力

【日中活動】

- ・ 認知力

本人の主張の聞き取り

【日中活動】

- ・ 本人の主張を聞き取り、納得いく行動への導き
- ・ 本人の言い分、意見にも耳を傾ける。

医療的ケアの必要性、健康管理

【日中活動】

- ・ 医学的支援の必要性（保健所、精神科の協力）
- ・ 投薬と十分睡眠
- ・ 障害や病気等についての認識の有無
- ・ 医務的な諸問題
- ・ 健康面、体力面をみていく。
- ・ 医学的支援の必要性
- ・ 医学面からの支援
- ・ 医療支援の必要性
- ・ 医療支援
- ・ 健康観察
- ・ 身辺自立に支障をきたしていないか。

【生活】

- ・ 医学的支援の必要性
- ・ 日常における精神症状有無の確認。
- ・ 健康面

ADLの把握

【日中活動】

- ・ 身辺面（ADL等）の把握
- ・ 基本的能力の把握（障害程度、生活能力）
- ・ 身辺処理
- ・ 家事労働
- ・ 基本的な生活習慣をみていく。
- ・ 起床、洗面、入浴、着替え
- ・ 生活習慣の把握。

【生活】

- ・掃除洗濯等 IADL の把握
- ・基礎生活能力の把握
- ・身近面（ADL 等）の把握
- ・洗濯、掃除等も、几帳面に行うことができるが、シーツの洗濯等は注意をしないとできなかったり、選択はするが、シーツを掛けなったり、手抜きをするので、見守り必要。
- ・身近面（ADL 等）の把握
- ・基本的な生活能力の把握（整理、整頓、入浴、衣服管理他）
- ・基礎生活能力の把握。
- ・基礎生活能力
- ・洗濯掃除等 IADL の習得
- ・ADL、IADL の把握
- ・掃除洗濯等の IADL の把握
- ・生活能力の把握
- ・基礎生活能力（片付け、掃除、衣服の管理）の把握

身近整理・清掃

【日中活動】

- ・不潔行為の注意

【生活】

- ・着替え、洗濯、衣類整理などの身近面での衛生管理。
- ・生活の場の清掃等できているか。

生活面での課題分析

【日中活動】

- ・生活面での課題

規則正しい生活リズム、生活習慣が確立されているか

【日中活動】

- ・生活面の規律
- ・生活リズム（夜更かしをしていないか）
- ・規律ある生活を送れるようにプログラムをする。
- ・規則正しい生活の確立

【生活】

- ・規則正しい生活を送る
- ・日課にあわせた生活リズムが培われているか
- ・ゆとりのある生活で、精神的安定を促す。
- ・生活リズムの確立
- ・規則正しい生活（1日の流れをつかむ）

地域生活への意欲

【生活】

- ・地域に働きに出ることにより、生活のリズムと地域生活へのモチベーションを観察し、その向上を促す。

基本的能力、職業能力の把握

【日中活動】

- ・基本的な生活習慣を身につけているか。
- ・基本的能力（体力、仕事の理解能力）の把握。
- ・基本的能力、行動特性の把握
- ・作業能力（スキル）の把握
- ・体力
- ・作業能力
- ・作業能力と適性の見極め
- ・就労能力の把握。
- ・職業的能力の把握と興味関心の把握
- ・基本的能力（体力、仕事の理解力）の把握
- ・基本的能力の把握
- ・社会生活能力の把握。
- ・基本的能力
- ・作業内容の理解力、能力をみていく。
- ・能力（体力や理解力等）の把握。
- ・仕事への理解能力の把握
- ・体力について。
- ・特に支援プログラムなどは作成せず、本人の状況把握に努めた。
- ・道具の使用、扱いを通して、作業能力をみる。
- ・集中力、持続力、協調性、作業能力等の把握
- ・作業態度、能力の程度
- ・職業上の特性を知る。
- ・作業を通して手指の巧緻性や持続力をみる。
- ・販売等、外出しての作業に支障はないか。
- ・責任を持って自分の仕事を遂行できているか
- ・自分が今やることがわかるか
- ・過剰にならない程度の作業、疲労度の軽減（健康面への配慮）

【生活】

- ・基本的能力（体力、仕事の理解能力）の把握
- ・作業能力と適性の見極め

仕事（日中活動）への意欲

【日中活動】

- ・心理状態（新しい環境での心理的变化、仕事への意欲）
- ・働くことに積極的か
- ・理解力仕事に対する意欲

【生活】

- ・心理状況（仕事への意欲、平常心の持続）

集中力

【日中活動】

- ・作業に対する意欲、集中力、持続力、気力を把握し、能力のレベルを観察する。
- ・持続力、集中力等の把握。
- ・集中力が持続するか。
- ・継続して、作業にとりくめているか。
- ・勤勉に、持続性を持って取り組んでいるか
- ・集中して作業が出来る。
- ・持続して働けるどうか
- ・集中力
- ・集中力及び持続性
- ・集中力、持続性、協調性
- ・作業中の集中力と顔つき
- ・集中力の継続性
- ・集中力は持続しているか
- ・持続性
- ・集中力は養われているか。

【生活】

- ・作業中の集中力と顔つき
- ・集中力の持続性

事業所への就労態度

【日中活動】

- ・遅刻せずに出勤できるか。
- ・寄り道せず、帰宅できるか。
- ・規則正しい生活が送れているか。
- ・事業主との連携

日中活動の適性

【日中活動】

- ・日中活動での適性をみる。
- ・参加できる日数や時間

作業への姿勢

【日中活動】

- ・ 仕事に意欲的に取り組めるか
- ・ 意欲、仕事の意識をもっているか等
- ・ 作業に取り組む姿勢
- ・ 熱心に取り組んでいるか。
- ・ 作業に対する意欲。
- ・ 興味をもって取り組めているか。
- ・ 嫌がらずに取り組んでいるか
- ・ 作業に取り組む姿勢など観察。
- ・ 真正面に取り組んでいるか。
- ・ まじめにとりくめているか。
- ・ 作業に集中して取り組めているか。
- ・ 意欲的に取り組めているか、集中して取り組めているか
- ・ 意欲的に作業を行っているか。
- ・ 休まず作業に参加しているか。
- ・ 生産意欲

【生活】

- ・ 日中、しっかりと体を動かしているか
- ・ 他の利用者と同じようにしているか
- ・ しっかりした日中活動を行う。

心理精神面の把握

【日中活動】

- ・ 精神状態の把握
- ・ 精神症状の観察。
- ・ 精神面、情緒面をみていく。
- ・ 心理面の把握
- ・ 心理状況行動特性の把握。
- ・ 情緒の安定
- ・ 職場での日々の状況が帰園後の態度にどう影響しているか。
- ・ 表情が固くないか観察

【生活】

- ・ 精神面の把握
- ・ 行動や精神面の把握
- ・ 本人の心理状態の把握。
- ・ 早とちりした勝手な判断の有無
- ・ 心理状態の変化の観察

ストレスの有無

【日中活動】

- ・ストレスをためていないか。
- ・環境の変化に伴うストレス、セルフコントロールの確認。

トラブル時の感情処理

【生活】

- ・トラブル時の感情処理
- ・障害特性のこだわり等

情緒安定

【具体的な活動内容】

- ・気分転換をはかり、情緒を安定させる。

思考傾向の把握

【日中活動】

- ・思考の傾向を探っていく。

コミュニケーション方法

【日中活動】

- ・コミュニケーション方法の観察。
- ・コミュニケーション能力

罪に対する意識づけ

【日中活動】

- ・罪に対する再認識、意識づけ
- ・罪に対する再認識、意識の継続
- ・再訓練を受けることを自覚しているかどうか

【生活】

- ・定期面接（本人の課題認識）

再犯、反社会的行動の把握

【日中活動】

- ・問題行動の把握（盗み、無断外出）
- ・課題となる行動上の問題点の洗い出し
- ・行動面の観察（犯罪の部分）
- ・暴力行為の原因を探る。
- ・行動特性の把握（再犯の可能性、他利用者への影響）
- ・心理状況（新しい環境での心理的变化、仕事への意欲について）
- ・行動特性（外で女子高生に対しての不審な態度はないか）

- ・女性に対する態度
- ・健康管理と事故防止
- ・危険なことをしていないか。
- ・トラブル等の問題行動の把握
- ・作業内容を理解し、動くことができるか時折、勝手に先走ったことをして失敗するので注意する。

【生活】

- ・問題行動（異性の興味）の把握
- ・行動特性（精神的に不安定になる際の状況、前兆、頻度）の把握 行動特性の問題点の洗い出し
- ・陰でコソコソする行為は見られないかどうか。

反社会的行動、問題行動の前兆

【日中活動】

- ・行動特性（精神的な情緒が不安定になる時の状況、前兆）等の把握
- ・どのような時に、会社に行かなくなるか。
- ・不安定さの把握とセルフコーディネイト支援
- ・行動特性（不安定な行動に出る前の本人の観察）
- ・心理状態の変化の観察
- ・行動特性（飲みにいきたい時の状況等）

再犯問題行動の防止

【生活】

- ・問題行動を起こさないかチェック（盗み）
- ・盗癖、放火癖があるため、行動に結びつかないか見極めていく。
- ・再犯の防止。
- ・再犯につながる行動の見守り
- ・罪に至る問題がみられるか。

反社会的集団との隔離

【日中活動】

- ・反社会的集団との分離
- ・虐待を加えていた者が、本人を迎えに来ないかどうかの確認

異性との関係

【日中活動】

- ・異性との性的関係

【生活】

- ・異性関係
- ・他の女性利用者へ迫るような行為は見られないかどうか。
- ・ストーカー行為を行わない。

- ・女性との接点が、マナーをまもれているか。

金銭管理

【日中活動】

- ・金銭面でのサポートの必要性。
- ・金銭面にも（借金等）問題があり金銭感覚を養えるような支援。
- ・年金額内での金銭観を育てる。

【生活】

- ・私物、金銭のやり取りは禁止（園外の友人に対しても同様）
- ・金銭面での指導、助言

飲酒喫煙についての確認

【日中活動】

- ・喫煙習慣の見直し 本数制限。

【生活】

- ・タバコ飲酒については事前にルールを確認。
- ・喫煙習慣の見直し 本数制限。

他の利用者・職員への暴言・暴行

【日中活動】

- ・人に危害を加えていないか。
- ・他の利用者への暴力
- ・問題発言や行動（暴言、暴力の有無）
- ・他利用者に対する暴力的行為はないか
- ・心理状況（女性職員への暴言等）

【生活】

- ・他者に対して思いやりや暴言、暴力をしていないか。
- ・重度の方に対して、暴力的行為はないか
- ・他利用者との関係（異性への関わり、暴言、暴力、言葉づかい）
- ・行動特性（異性や他者に対する接し方）の把握
- ・利用者との協調性（暴言暴力の有無、言葉遣いのチェック）
- ・他の利用者に対する態度が威圧的になっていないか。
- ・他の利用やに威圧的になってないか。
- ・他の利用者との関係が上下関係になってないか。

所在確認（無断外出防止）

【日中活動】

- ・所在の確認

- ・環境適応、無断外出
- ・自由時間の行動、居場所確認。

【生活】

- ・居場所確認。
- ・本人の所在確認。
- ・行動の把握（外出状況）

持ち物管理

【日中活動】

- ・物品の貸借、返還

【生活】

- ・行動の把握（持ち物、外出状況）

他利用者との関係

【日中活動】

- ・自分から、また友達から誘われたら、皆の中に入って行けるようなきっかけを作る。
- ・他利用者との関係を知る。
- ・他の利用者との協調性
- ・言葉遣いや礼儀が出来ているか。
- ・他者との関係づくり、協調性を養う。

【生活】

- ・他利用者との交流の様子を注意する。
- ・他の利用者と楽しく生活しているか。
- ・同性の利用者と本人との関係を把握する。
- ・利用者との協調性、職員と関係がつかれるかみていく。
- ・友人関係の把握。

集団生活への適応性

【日中活動】

- ・他利用者との会話があっているか観察と支援
- ・他の利用者と生活を共にできるかどうか。
- ・他利用者とのトラブル、口論
- ・不便な団体生活のなかで、どれくらい順応性があるか、又忍耐力があるかの把握
- ・自己中心的になり過ぎてないかどうか。
- ・日課をこなせるか。
- ・環境変化への適応力
- ・集団生活を送る上での問題点チェック

【生活】

- ・ 不便な団体生活のなかで、どれくらい順応性があるか、又忍耐力があるかの把握

協調性

【日中活動】

- ・ 協調性を養う
- ・ 集中力、持続性、協調性
- ・ 協調性が持続しているか。
- ・ 他利用者（通所利用者）との協調性
- ・ 協調性、作業に対する意欲等
- ・ 協調性についての把握

【生活】

- ・ 利用者との協調性や思いやり
- ・ 利用者との協調性。
- ・ 協調性（他の利用者への対応、職員の声かけに対する反応）
- ・ 仲間と協調性があるか
- ・ 単独行動から他との協調が求められる。
- ・ 利用者との協調性や思いやり
- ・ 他利用者との協調性
- ・ 他の利用者と協調できるかどうか。

職員の指示への反応

【日中活動】

- ・ 職員の声かけに対しての反応
- ・ 人（支援者）の指示に従える
- ・ 職員のアドバイス、支援に対する反応。
- ・ 作業工程の指示と見守り、声かけ、手伝い
- ・ スタッフの指示に従っているか。
- ・ 作業指示の受け止め方。

【生活】

- ・ 規則を守る（職員の指示に従うか）

うそ、ごまかし

【日中活動】

- ・ うそ、ごまかし

規則・約束が守れるか

【日中活動】

- ・ 社会ルールを守る

- ・約束が守れるか。
- ・規則を守る。
- ・時間等を守れるか。
- ・ルールや規則を守れているか。

【生活】

- ・施設の約束を守る。
- ・生活面での役割を通し、規則を守ることの徹底。
- ・約束が守れるか。
- ・規則を守る（学園の規則が守れるか）
- ・規制（約束）を守る（職員の指示、注意を受けた際の反応）
- ・規則を守れるかどうか

時間厳守

【日中活動】

- ・時間を守ることができたか

社会的マナー（言葉遣い、挨拶）

【日中活動】

- ・挨拶、報告をしっかりと行う。言葉遣いを正しく行う。
- ・言葉遣いや礼儀が出来ているか。

【生活】

- ・挨拶、言葉づかい等社会性はあるか

施設の日課が守れるか

【生活】

- ・起床時刻、就寝時刻が守れるかどうか、

クラブ活動への参加

【日中活動】

- ・月火木金のクラブ活動には参加する。

日中活動の成果

【生活】

- ・やりがいにつながれるか（生きがい）
- ・達成感、充実感等
- ・就労への動機付け

生活訓練の成果

【生活】

- ・掃除や、洗濯等の自立にむけた訓練が進んでいるか。
- ・日々の生活の中で色々な事を身につけているか。

事業主との関係

【日中活動】

- ・事業所の理解、協力

行動特性の把握

- ・行動特性の把握
- ・行動特性（精神的に不安定になる際の状況、前兆、頻度）の把握 行動特性の問題点の洗い出し。
- ・性格行動特性
- ・行動特性の洗い出し
- ・行動特性の課題点の克服
- ・行動観察
- ・行動面の観察

環境調整

- ・本人の行動力や体力に配慮して適切な環境で働けるよう職場環境や就労メニューを改善する。
- ・会話や発言する機会を多くつくって、声かけやアドバイスを行う。
- ・定期面接（本人の課題認識）
- ・作業中、職員が見守れる所において観察する。
- ・問題が起きそうな時は、職員が間に入る。
- ・問題が起きたらすぐに対応、家庭にも連絡する。

その他

【日中活動】

- ・5日間の短期間利用であったため。
- ・馬小屋の清掃等
- ・プライバシーのため、職業センターには犯罪歴を伝えていない。
- ・連絡帳でのやりとり
- ・職員（課長以上でシフトを組む）が1対1で支援にあたる。
- ・療育手帳Bでよく物事を知っているのに、さも優秀に見えるが、実際には作業はもちろん、生活面でも不完全で手のかかる損なタイプである。
- ・働くことは嫌ではなく、じっとしているより、何かしている方が本人は好きということで、持久力も体力もあるが年齢的なこともあり、腰痛を訴えることが時折ある。
- ・木工や和紙作り
- ・声かけ、見守り

【生活】

- ・ 集団活動不適合のため、1ヶ月足らずで契約解除となる。
- ・ 理由
- ・ 他利用者居室へ入っての物色行為
- ・ 自分の思い通りいかないことによる癇癢
- ・ 仲間や職員との人間関係の支援
- ・ 特別なことはしていない
- ・ 次の施設を待つ間の繋ぎの利用の為
- ・ 声掛け支援、介護的な支援

② 休日

趣味・楽しみの把握

- ・ 本人にとっての楽しみ、興味の把握。
- ・ 本人にとって何が一番合った余暇なのかを把握。
- ・ どんなことが楽しいのか。
- ・ スポーツが得意なので、スポーツ大会への参加の機会を、提供できるか。
- ・ 本人の楽しみを理解。
- ・ 楽しみ、興味関心、趣味の把握。
- ・ 余暇の活用や趣味の開発と実現。

自由時間・余暇活動の過ごし方

- ・ 自由な時間の過ごし方
- ・ 自由時間の使い方の把握
- ・ 時間の使い方の把握
- ・ 余暇時間の利用方法
- ・ 時間を有効に利用しているか。
- ・ 余暇時間の利用方法
- ・ 決められた範囲内で余暇を過す。
- ・ 連絡、報告（本人より）...自由時間の把握
- ・ 余暇時間の利用方法
- ・ 過ごし方の自己決定支援

楽しんで取り組んでいるか

- ・ 楽しみ具合
- ・ 楽しみを味わえているか
- ・ 生きる喜び、楽しみを感じてもらえるのか
- ・ 積極的に楽しめているかどうか。
- ・ 満足感があるか。
- ・ 決められた範囲内で楽しむ
- ・ 自由時間を楽しんでいるかどうか
- ・ 本人が十分納得して、取り組んでいるかどうか観察

羽目を外しすぎていないか

- ・楽しいなかでも、ハメをはずし過ぎない適度なところでケジメをつけられるかどうかの把握

規則・約束が守れるか

- ・約束が守れるかどうか
- ・約束が守れるか。

集中力

- ・集中力の観察

自己決定

- ・過ごし方の自己決定支援
- ・自ら要求 選択できるよう

プログラムへの自主的な参加

- ・参加できるか。
- ・集団プログラムへの参加促進
- ・スポーツ活動を継続しているか。
- ・積極性があるかどうか

クラブ活動の継続

- ・スポーツ活動を継続しているか。
- ・集団プログラムへの参加促進

罪に対する意識づけ

- ・罪の認識度の把握

再犯の可能性の把握

- ・再犯の可能性の把握

再犯・問題行動の防止

- ・外での女性に対する接触をさける。

精神状況の把握

- ・情緒の安定度
- ・興奮状態の状況把握と行動分析
- ・精神状態の把握

自立への意欲

- ・自立へのモチベーションの把握

施設の生活の適応状況

- ・寮生活への適応状況の把握
- ・課題についての施設の中での行動についての変化。

地域の方との関係

- ・地域の方々と上手に関われるか。

他の利用者との関係

- ・周囲の方との関わり
- ・仲間と過している時の様子（他の利用者への配慮等）
- ・友人達に対して、どのような態度で接するかの把握。
- ・仲間と仲良く出来ているか。
- ・他利用者との交流がスムーズであるかどうか。
- ・他利用者と協調して行事に参加出来るか。
- ・他利用者と同一（一体）参加の為、接触による影響やトラブルの防止
- ・外出や、他の利用者等の関わり等で氏の行動について。
- ・仲間意識の中で、楽しみを見出す。

協調性

- ・協調性
- ・余暇活動に参加している際の配慮行動を把握する。

金銭管理

- ・日々の小遣いの範囲内で計画的に利用できるよう、事前にリストアップなど行う。
- ・定額の小遣いの範囲内で計画的に利用できるよう、事前にリストアップ等の工夫をする。

健康管理

- ・体調管理（特に睡眠）ができているか。

その他

- ・特別なことはしていない
- ・次の施設を待つ間の繋ぎの利用の為
- ・見守り、助言、手伝い
- ・買出しに職員と出かける。
- ・一般利用者と同様に自由時間をすごしていた。
- ・地域行事への参加は可能であった。
- ・職員側からの積極的アプローチが必要
- ・職員の指示を素直に受け入れて不良品を出さないようにし、わからないことは聞く事、興奮しないようにする。

IV . ヒアリング調査結果

1 . 目 的

「処遇調査」における調査項目「罪を認識するための処遇プログラム」と、「実態調査」にて参考となる回答を行った法人を対象に、①処遇プログラム、②処遇上困難なこと、③必要とする支援体制について詳細を把握する。

2 . 調査対象施設

- ・ 社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会（東京都）
- ・ 大阪府立 砂川厚生福祉センター 他 1 法人（大阪府）
- ・ 社会福祉法人 紫野の会（栃木県）

3 . 調査項目

本ヒアリング調査における調査項目は以下の通りである。

〔調査項目〕

受け入れるまでの環境調整

- ・ 受け入れの条件
- ・ 療育手帳の有無
- ・ 相談が持ち込まれる経緯
- ・ 入所できた個人情報
- ・ 環境調整の時点で考慮すること
- ・ 入所前に把握できていたこと
- ・ 入所前の利用者との接触状況（信頼関係作成）

経済保障

- ・ 後見人
- ・ 障害基礎年金の有無
- ・ 生活保護の有無

個別支援計画作成

- ・ 時間
- ・ 観察期の観察ポイント（就労、生活の場（どこに住むか）、将来展望）
- ・ 将来への展望（就労、生活支援）
- ・ 留意点（アセスメント作成における）
- ・ 生活、日中活動の事業所を選択した理由

支援の実際

- ・ 個室対応の有無
- ・ 手がかかる内容（問題行動）の有無・内容
- ・ 施設利用中の再犯の有無
- ・ 手がかかる内容への体制（すぐに駆けつけられる状況か等）
- ・ 処遇状況（職員の数、性別、経験年数）
- ・ 処遇状況（体制）

- ・ 処遇による変化

観察期から次の段階への移行

- ・ 生活の場（移行するまでの期間）
- ・ 日中活動の場（移行するまでの期間）
- ・ 見極めのポイント

各事業所での処遇プログラム

- ・ 日中活動内容
- ・ 日課

今後の支援体制

- ・ 必要な情報
- ・ 経済保障
- ・ 必要な専門職

4 . 調査期間

平成20年11月から12月にかけて実施した。

5 . 調査結果

(1) 大阪府立砂川厚生福祉センター

調査日時：平成20年11月18日

施設名	こんごう寮、あたご寮、いぶき寮、わかば寮
所在地	大阪府
設立年	昭和37年10月（あたご寮）、昭和39年11月（こんごう寮）、平成8年4月（いぶき寮・わかば寮）
事業区分	入所更生施設
定員	140名（こんごう寮）、70名（あたご寮）、50名（いぶき寮）、50名（わかば寮）

理念

- ・「自立と生きがいをめざして」という基本理念に基づき、開所当初から就労自立の取り組みに力を入れ、現在では利用者のニーズに応じた地域生活への移行を進めている。
- ・平成15年6月から府立施設の再編により、入所調整を行っている。定員は310名だが現員は101名（11月1日現在）
- ・大阪府立砂川厚生福祉センター再編整備計画（平成16年3月策定）により、強度行動障がい支援と社会関係障がい支援の2つに重点を置いた施設に特化する方向が決まった。
- ・「社会関係障がい」とは砂川厚生福祉センターが独自に定めた概念で「中軽度の知的障がい者で、概ね青年期の年齢にあり家庭や地域において生活及び社会的な習慣やルール、対人関係などの習得が未熟なために生じる、暴力・窃盗・反社会性などの反社会性のある行動や入社拒否・家出などの非社会性のある行動が顕著で、民間で対応の難しい者」を言う。

個人事例A 男 21歳（受け入れ時）

平成17年7月にZ医療少年院から受け入れ。保護者はなし。罪名は生活苦による窃盗。入所時は療育手帳なし。受け入れ時に療育手帳取得（等級：B2）。短期入所での受け入れ。所持（等級：B2）。障害者基礎年金受給（等級：2級）。平成18年4月に施設を出所し、生活保護を受給してアパートで一人暮らし。

個人事例B 男 29歳（受け入れ時）

平成17年2月から警察から受け入れ。保護者は父親のみ。罪名は下着泥棒。療育手帳所持（等級：B1）。現在は短期入所を継続。

受け入れ対象者

- ・罪を犯した障害者の受け入れは平成17年から。これまでの受け入れは5名。

受け入れ対象者の選定

- ・個人事例A：当初は投薬や院内での生活も開示されず。Z医療少年院は書面ではなく、現場での聞きとりならば可ということで、訪問して専門官を通じて個人情報（生育歴、犯罪の概要）を入手した。
- ・個人事例A：入所前に教務官3名の付添いで1回施設見学と1時間の面接。在籍中は院外不出が原則。

受け入れ時に行った環境調整

- ・療育手帳の取得。
- ・経済的保障。(生活保護の受給手続き)
- ・問題があれば矯正施設へ戻るという確認。
- ・関連協力機関の確認。(実施機関・宮川医療少年院、知的障害者更生相談所、就業・生活支援センター、保護司、日中活動の利用事業所)

職員体制

- ・担当職員2名を配置。(+ 個人事例Bはプログラム担当1名)

特別な処遇プログラム

- ・「ふりかえりシート」と「性学習プログラム」を並行して実施する。並行して実施することで、なぜ「ふりかえりシート」を行うのかという因果関係を分からせられる。
- ・個人事例Aでは「ふりかえりシート」のみを実施。直接犯罪に関する確認項目ではないので、罪意識が薄れ特別処遇に対する不満が聞かれた。利用者も職員も何故その行為が危険かというリスクアセスメントができていなかったため、動機付けに後手後手に回った。個人事例Bでは両者を実施中。
- ・認知行動療法のプログラムは以下の通りである。自分で危険を回避できる方法を会得できるコーピングが最終的な目標。

① 「ふりかえりシート」(添付資料 - 1)

内容：利用者個人のチェック項目と職員による観察記録から構成。内容は犯罪行為につながる日々の生活の振り返り。毎日のチェック項目になるので犯罪行為については項目に含めない。

期間：毎日就寝時に担任と共に実施。

目的：本人の贖罪意識の再確認。日々の生活の振り返りを行う。

② 「性学習プログラム」

内容：「Foot Print」という英語のプログラムを翻訳して使用。

質問者と共に日常生活の中から性の問題について一緒に考えていく。

期間：週に1回程度。可能であれば毎日実施。

構成：利用者一人に対して、質問者1名、観察者1名。プログラムはすべてビデオで記録し分析に使用。

展望：プログラムが完成次第発表予定。将来的には窃盗等の他犯罪への応用も検討。

③ 「アンダーコントロール」(開発中)

内容：犯罪行為につながる興奮状態を抑える。

④ 「SST (Social Skill Training = 生活機能訓練)」

- ・ネットワーク会議(2か月に1回実施)。現状把握と個別支援計画に基づくモニタリング。
- ・個別支援計画作成にはアセスメント表(添付資料 - 2)を使用する。

日中活動

- ・個別事例B：職場実習まで行ったが職場の女性の目が気になり辞めたいともらす。

必要な支援体制

- ・施設に入所すべきか、矯正施設で更生すべきかの見解が、福祉と司法、矯正保護でそれぞれ違っている。個人事例Aは生活苦による窃盗であったため、経済的な援助を行えば、矯正を行う必要性がないにも関わらず実刑判決だった。福祉と弁護士と司法が集まり、福祉施設への入所がよいのか、地域生活での支援が良いのかというアセスメントを研究する機関が必要。

平成17年より反社会的な行動を行う「社会関係障害」への支援を始め、その一環として罪を犯した障害者の受け入れを開始。これまでに矯正施設から5名を受け入れ。

特別な処遇プログラムとしては、①「ふりかえりシート」②「性学習プログラム」③「アンダーコントロール」④「SST (Social Skill Training)」。

入所前に福祉、司法、更生保護で、受け入れ体制を検討するアセスメント機関が必要。

(2) 社会福祉法人 恩賜財団東京同胞援護会

調査日時：平成20年11月19日

施設名	さやま園
所在地	東京都東村山市
設立年	昭和39年10月
事業区分	入所更生施設
入所対象者	18歳以上の知的障害者（児童相談所からの場合は15歳以上）で、数年間の施設利用後、地域で生活をしていくことを希望している人（日常生活動作が困難で介助を必要とする人を含む）
職員数、定員	定員100名（女子のみ） 職員数60名（直接処遇：33名）

理念

- ・ 設立当時より施設利用の目安を3年として地域生活に移行できるようにする。創設から平成20年3月31日までの退所者合計は426名。平均在籍期間は5年6か月。
- ・ 生活グループは7グループ編成。

実習グループ (自活訓練事業)	19名	地域移行を具体的に取り組む段階にきている利用者及び、園外に職場実習に出ている利用者が所属し、就労と生活面の両立を図ることに取り組む。 企業就労や作業所通所など向け、あるいはその定着に向ける。 就労支援を行う。
1～3グループ	1：12名 2：10名 3：9名	主に10歳代・20歳代・30歳代の利用者が所属し、生活面・社会性の習得を図り、地域生活に向けての自立心へ働きかけをする。
ゆりグループ にじグループ そらグループ	ゆり：12名 にじ：22名 そら：17名	主に40～60歳代の利用者が所属し、地域生活移行の模索や施設にいながらできるだけ主体的に普通の生活が送れるようにする。 生活の充実、健康維持、高齢化対策などに取り組む。

「平成20年度事業計画」社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

受け入れ対象者について

- ・ 創設から通算で54名の罪を犯した障害者を受け入れてきた。現在は13名が入所（平成20年4月1日）。罪種別内訳は万引き・窃盗が23名(53.5%)、性的問題が13名(30.2%)、暴力7名(16.3%)。

受け入れ対象者の選定

- ・ 罪状や手がかかるといっただけでは判断しない。
- ・ 契約制になっているので。利用を希望される方は、一度さやま園に来て見てらって意思確認と、面接でこれを直さないとさやま園は受けられないという話し合いを行う。職員会議で審議を行い、必要であれば3か月程度、短期入所か通所で体験をしてもらいその上で判断をする。
- ・ 他の利用者99名に影響がないかは重要な判断項目になる。
- ・ 以前は福祉事業所から個人情報をもらえていたが、個人情報法が制定されてから、個人状況調書がまったく来なくなった。面接するまでに、これまでの経歴、現在の生活状況があれば、それに呼応した質問も出来る。今は正式に依頼すれば郵送でもらえる。家族の連絡先がない場合が多い。

処遇プログラム

- ・ 犯罪行為は知的能力が低く、周りの社会的要因（家族や友人やヒモ）によって起こる。入園することでそれとは関係が切れるので、まずは園の中での生活をきちんとしてもらう。将来展望を描く際に、その問題とどう向き合うかをもう一度整理する。
- ・ 犯罪行為も他の問題行動の一つとして処遇。そのため、罪を犯した障害者への支援もこの流れの中で行っている。グループ分けはその人の能力に応じて行う。

職員体制

- ・ 担当制をとっているが特別な人員配置はなし。問題が発生時にその都度対応する。

特別な処遇プログラム

- ・ 全体の中で自分の問題を考えてもらう。
- ・ 1グループ毎に1週間に1回「ホームルーム」の時間を設ける。問題が起きた時は、個人名を伏せて、こういう問題にどう向き合うかという学習を行う。それ以外では昼食か、16:30~のおやつ時間を活用し、土日以外は何らかの形でグループ全体の問題を共有してもらうようにしている。
- ・ 臨床心理士による心理相談
 - ①相談（月1回）
利用者の相談。
 - ②ポジティブサポート（月1回、1回に2ケース）
構成：利用者1名に対して、ファシリテーター1名、臨床心理士1名、職員5～6名で行う。
内容：職員が利用者を円形で囲み、「利用者が一番楽しみにしていること」や「利用者のよい点」という議題を利用者に対して一つずつあげていく。
目的：利用者に対しては職員がこれだけ自分を理解しているという信頼関係をもってもらうことが目的。職員にとっては利用者についての情報を共有する場であり、自らの利用者への理解を確認する場となる。
 - ③利用者だけのミーティング（月1回）
構成：ファシリテーター1名と臨床心理士1名を加え、利用者だけのミーティングを行う。
内容：議題は「自分が何をしたいか」「さやま園にどうしてもらいたいか」等、自分で自分に問いかける内容。自分に対面出来る機会。
- ・ 6月に各グループごとに、山荘「どんぐりの家」（山梨県明野村）で2泊3日宿泊する。一緒に生活することで、利用者だけでなく職員の心も溶け合うことになる。

必要となる支援体制

- ・ 自立して卒園させた後に、相談や年1回旅行を行うアフターケアも行き、希望すればさやま園への再入所も認めている。大切なのは施設に入所することではなく、地域移行を持続させること。そのためアフターフォローのネットワーク整備が必要。それなしでは触法行為に至ってしまう。
- ・ 障害認定区分では知的レベルだけ見ると低く判定されてしまう。内容によっては支援の内容が多い場合もある。その人のニーズに合わせて支援を受けられるような体制整備が必要。

施設創設時から通算で54名の罪を犯した障害者を受け入れてきた。

特別な処遇プログラムとしては、臨床心理士による①相談、②「ポジティブサポート」、③「利用者のみでのミーティング」。

施設退所後のアフターフォローを行うネットワーク整備が必要。

個人情報の開示が制限されている。出来るだけ多くの個人情報が必要。

(3) 社会福祉法人 紫野の会

調査日時：平成20年12月8、9日

施設名	かりいほ
所在地	栃木県大田原市
設立年	昭和54(1979)年4月
事業区分	入所更生施設(東京都の委託施設)
職員数、定員	定員30名、職員数18名(常勤15名、非常勤3名)

理念

- ・30名の入所者の内、6名が矯正施設からの受け入れ。それ以外は家、拘置所、精神病院、他福祉施設等から地域生活が送れなくなって行き場所がない人たちを受け入れている。
- ・措置制度では、かりいほが受け入れるなら東京都の更生相談所が「入所可」とした人たちがかなりいた。
- ・地域生活移行が目的であり、毎年4～5名が地域移行を果たし、累計では160名の人たちがかりいほを経て地域で暮らしている。

受け入れ対象者について

- ・東京都の委託施設であるため、現在入所者は全員東京都出身。平成21年4月からは定員の割を地元の人が利用できることになった。

受け入れ対象者の選定

- ・かりいほには「受けることができない」という選択肢がないように感じた。
- ・ただし、以前は殆どが知的障害であったが、最近は発達障害が半分近くになっている。中には30人の輪に入れず、本人にとっても受ける方にとっても、本人の安心を見つけるのに相当の時間・葛藤を要する場合がある。そのため可能な限り面接をし、また施設を見学していただき本人の意思を確認した上で受け入れている。

職員体制

- ・基本は定員30名の入所更生施設の体制である。30名の定員に対して常勤15名(実働10名)、非常勤3名の職員体制である。
- ・夜は女子の生活棟に宿直が1名で、それ以外は日勤で組んでいる。
- ・しかし、他と全く違うのは、敷地内に職員の半分が住み込んでおり、何かあれば駆けつけられる体制になっている。また、日勤の職員も21:00過ぎまで残っているので、完全に一人になるのは21:00過ぎから翌朝の6:30までである。
- ・勤務しているというより、一つの地域に職員も共に生活しているという印象である。そして、その本気の姿勢が利用者の「からまった二次障害(生きにくさ)」を解きほぐすために必要な「人を信じてみようとする勇気」に結びついているように感じた。

処遇プログラム(支援のあり方)

- ・特別な処遇プログラムや矯正教育は用意されてはいない。なぜなら、かりいほの支援はあくまで個人が対象だからである。プログラムやもの作りがない、その中で信頼関係を築き、安心を創り出してゆく究極の支援だと思う。

- ・入所する人で根本から凶悪な人はいない。知的障害や発達障害という本来の障害に様々な、二次的障害が絡まっている。さらに、地域生活の支援の輪がなく、罪を犯さざるを得ない状況になる。本人が安心できる状況を作り出し、安心で壁を作ることで問題行動と言われるものはなくなる。かりいほで環境と人間関係を整理して「やり直し」を行い地域に戻れるように支援する。
- ・一筋縄ではいかないことばかりであるが、仮説を立てて何度もトライする。
- ・対象者が施設に入所する日は全員で旅行に出かける。「かりいほ」はみんなで安心を提供する場所だから...と旅行から始まる。
- ・かりいほからうまく地域につなげなかった人もいる。しかし、そういう人からも何らかの連絡がくる。頼る人が出来たことが大切だと考える。
- ・トイレに何でも捨てて詰まらせてしまう人がいた。「捨てる」ことが悪いと教えたがそれでも直らない。「Kの箱」と書いたゴミ箱を作ってその中に捨てることは良いと教えた。職員の工夫によって「悪いこと」が「良いこと」に変わった。叱られずによくなった。この様に、トイレをKの箱に変えることができたなら、彼女の捨てるという行為は反社会的なものではなくなった。

かりいほでのきまり

- ・人の物を盗ったら弁償する。本人が分かる範囲できちんと弁償する。同時に盗られた人の心のフォローも大切にする。例えば、収集していた格闘技着を盗られた人に対しては、盗られた同じ服を弁償してもらうために一つ一つ買った店を聞いて渋谷まで車を走らせた。
- ・月に1回（月初め）決まった額のお金を渡す。月2回の旅行経費を引いたお金から、必要な日用品と自分の好きなものを買うことができる。
- ・財布や貴重品は鍵のついたロッカーで自己管理する（自己責任）。
- ・月に2回（月初めと中旬）全員で町に出かけ買物をする。
- ・月2回は必ず旅行に出かける。
- ・道具（スコップ、ヘルメット、雑巾、軍手等）は個人名がついて自分で大切に管理する。

日中活動

- ・農業が中心。魚や肉を除いて食料は自給自足。
- ・茶畑、椎茸・なめこのきのこ類、薪集め、色々な活動が準備されている。しかし、全てそれはかりいほで生活するために必要なことである。
- ・その日の作業内容は、入所者のコンディションを見て、その日の朝、施設長が決定する。夏の暑い日には、午前中に必要な作業を終わらせて、午後は川遊びに出かけることもある。みんなが疲れていると感じたら、急きょ車で遠出をすることもある。
- ・「もの作り」をしないことが設立時からの方針であり、「もの作り」を行うと第1に入所者ではなく、どうしても「もの」が中心になってしまうからである。

日課

- 6：30 起床、掃除
- 7：30 ラジオ体操
- 7：45 朝食
- 8：30 職員のミーティング（日中作業の決定）
- 8：45 日中作業

- 10：00 休憩（おやつ）
- 12：00 昼食
- 13：00 日中作業
- 16：00 入浴、洗濯
- 18：00 夕食
- 18：30 利用者のミーティング（暖炉を囲み全員で話をする）
- 20：00 おやつの時間
- 22：00 消灯、就寝

生活の場

- ・居室の定員が4名以下、一人当たりの床面積が6.6平方メートル以上とする入所更生施設の規格の生活棟が男女合わせて2棟。現在は一部屋に2名が住んでいる。
- ・集団生活が困難な利用者には個室も準備されている。

ミーティング

- ・毎日、全員が必ず暖炉裏を囲み話をする。参加が難しい人の強制はしていない。
- ・物の貸し借りは、借りる日と返す日を決めて、ミーティングで公にして行う。
- ・場合によっては、問題行動が起こったことも公表して全員で共有する。

必要な支援体制（職員配置）

- ・現在は利用者と職員が3対1の配置でしているが、最低2対1必要。例えば、2週間に1回のサッカー観戦を中心に生活をしている人がいる。このような人は、4.3対1の入所更生施設の枠では難しい。
- ・23時間59分何も起きていなくても、最後の1分で何か起こってしまったのは駄目である。それには人と時間が必要になる。
- ・発達障害の処遇のために臨床心理士の支援がほしい。

必要な支援体制（法整備）

- ・医療的には軽度かもしれないが、社会生活をおくる上で支援が必要という点では最重度である。その様な人たちへの支援の必要性に適合した判定基準。
- ・障害程度区分は軽度だが、社会生活をおくる上での支援は多く必要という人を対象にした生活介護があってもよい。

犯罪行為を含め、地域生活が送れなくなった人を中心に受け入れてきた。年間4～5名、累計で160名を地域へ送り出してきた。

敷地内に職員が住み込み、夜間は何かあれば駆けつけられる体制。

あくまでも個人を大切にするため特別な処遇プログラムはなし。本人が安心できる環境をつくることを目的に行う。

「もの作り」ではなく自給自足の食料の生産活動が中心。その日の作業内容は仕事の必要性和利用者のコンディションを見て施設長が決定。「もの作り」を行わないのは利用者を中心

に考えるため。

最低必要な職員配置は利用者 2 人：職員 1 人。

発達障害の処遇のためには臨床心理士の支援がほしい。

障害程度区分は軽度だが、社会生活をおくる上で支援は多く必要という人を対象にした生活介護が必要ではないか。

V . ま と め

1.実態

アンケート調査結果からうかがえる罪を犯した、又は反社会的行動の障害者の処遇実態と処遇プログラムは以下の通りである。

ア)対象者の処遇では通常の3倍の職員配置がとられている。

対象者を受け入れた施設の負担として、数値上で明らかになったのは職員配置である。

対象者の処遇にあたり、日中活動では123名中41名(33.3%)、生活では21名(17.5%)、休日では24名(20.0%)に対して、一般の利用者を超えた職員配置を行っている。このような職員配置を行っている事業所に限定して、職員一人当たりの利用者数を、罪を犯した障害者と一般の利用者と比較すると、日中活動が1.6名:3.3名、生活は1.4名:4.4名、休日では1.1名:4.9名と、3.1倍の職員配置がとられている。

主に処遇を担当する職員の平均経験年数は、日中活動は12.1年、生活が10.7年、休日が9.7年となる。記述回答から見ると、所持資格よりも経験年数を重視されている。

このような特別な職員配置を希望しながら、体制や予算上の理由で、職員配置がかなわない事業所も多くあった。

イ)37.5%が再犯(問題行動含む)に至っている

受け入れ後、問題行動も含め37.5%の45名が再犯に至っている。手のかかる内容でも犯罪行為(「盗癖」「放火癖」「性的問題」「反社会的集団との関係」)が24.1%選択されている。また、「他の利用者・職員への暴力・暴言」も48件(13.0%)と最多である。

このような他の利用者・職員の人権侵害の阻止、再犯防止のために特別な職員配置がとられていることが分かる。

ウ)個人情報の開示が制限され、矯正施設から福祉施設への受け渡しがスムーズに行っていない。

「実態調査」において、最も多く上げられた受け入れの障壁が「個人情報の不足」であった。

受け入れにあたって最も多く開示された個人情報は「療育手帳の有無」であったが、87法人中31法人(35.6%)と半数にも達しておらず、前年の調査を裏付ける結果となった。

再犯のリスクがありながら、リスクマネジメントに必要な「反社会的集団との関係」や「中毒(薬物、アルコール)」「過去の累犯の有無」という情報も開示された福祉施設は10%以下に留まっている。記述調査では「受け入れ時に犯罪の概要を把握していなかったため環境調整が出来なかった」や「再犯によって過去の累犯事例を知った」という回答があった。

また、福祉と矯正の間で大きなギャップがあった個人情報は、「医療面でのケアの必要性」であった。「医療面でのケアの必要性」について入手できたのは290名中19名(21.8%)であり、最低限必要な個人情報としては5番目に選ばれている。

個人情報の開示が必要な範囲として、半数近くの51法人が「受け入れ事業所職員全員」と回答している。

エ)入所施設から次の段階への移行が進んでいる。

対象者を受け入れた事業所は、日中活動では「入所更生施設」が40名(31.0%)「入所授産施設」が20名(15.5%)、生活系は「入所更生施設」が46名(38.3%)「入所授産施設」が20名(16.7%)と入所施設が半数以上を占めている。

一方現在の利用事業所をみると、日中活動は50.0%減の30名、生活系は27.3%減の41名になっている。「就労」や「共同生活援助、共同生活介護」をはじめとする他の事業所の利用が増加していることと併せると、次の段階への移行が進んでいることがうかがえる。

オ) 対象者の個別支援計画の作成に多くの人力が割かれている。

特別な職員配置の理由で、再犯・問題行動の防止と並んで多かったのが「対象者本人の問題行動、特性の把握」であった。障害者へのサービス提供時には個別支援計画が作成される。「課題(ニーズ)分析」にあたって重要なのが、本人の状況を把握している親族や教育機関等からの情報であるが、対象者の49.2%に後見人がいないという調査結果が示す通り、対象者には家族に恵まれていない者が多い。

また、ヒアリング調査では、犯罪や反社会的行動として現れた「生きづらさ」は様々な問題が絡まれていることが多く、通常の利用者以上に支援計画の作成に時間を要することが指摘されている。

個人情報の開示が制限されていることも、結果的にマンパワーを投入せざるをえない一因となっている。

カ) 対象者への処遇プログラムは整備されていない。

日中活動と生活の活動内容、観察項目、ねらいについて、一般の利用者との間に大きな違いは見られなかった。一般の利用者への支援の枠を超えた反社会的行動に対しての処遇プログラムの整備が求められている。

ヒアリング調査で明らかになった特別な処遇プログラムとしては、①視覚的教材を用いた犯罪抑制、②「性学習プログラム」と「振りかえりシート」の活用(砂川厚生福祉センター)、③ポジティブサポート(東京同胞援護会)がある。

キ) 処遇プログラムでは「休日」が重視されている。

罪を犯した障害者の処遇にあたっては、「犯罪以外への興味の関心の引出」「ストレス蓄積による触法行為再発防止」「自由な時間の使い方」等の観点から、休日の処遇が重視されている。休日の処遇を担当する生活系の事業所は、時間的にも負担がかかっていることが分かる。

2. 考 察

「実態調査」及び今回の調査を踏まえ、罪を犯した障害者の受け入れにあたっては、以下の事項の整備が必要と考えられる。

① 罪を犯した障がい者を受け入れる際の加算

罪を犯した障害者の処遇には、通常の利用者以上のマンパワーと豊富な経験を持つ職員が必要とされている現状が明らかになった。

だが現状は「実態調査」で明らかになった様に、罪を犯した知的障害者は軽度や中度の者が多い為に、障害程度区分が低く判定されることが多く、必要な福祉サービスと提供できる福祉サービスがギャップとなっている。これが受け入れた法人の経済的負担となって現れている。

特に多くの支援を必要としているのが、個別支援計画の作成や環境調整を行う受け入れ・観察期と、生活系に全面的に依存している休日の処遇である。

受け入れ・観察期にあたる有期限の期間と、休日を対象にした加算が必要になる。

② 矯正施設から受け入れる際の個人情報の開示

対象者の処遇にあたっては、個別支援計画の作成の面からも、危機管理の面からも個人情報の開示が求められている。

個人情報の開示にあたっては、個人情報保護の観点からも、以下の2段階で行う必要がある。それぞれで使用する「個人情報記入用紙(案)」については厚生労働科学研究でのモデル的事業での取り組みを踏まえ、別途作成した。

第1段階 受け入れ施設を探す

個人情報：受け入れの判定に必要な情報(基本情報、犯罪の概要、療育手帳の有無、家族構成)

第2段階 受け入れ施設決定

個人情報：ケアプラン作成に必要な情報(生活状況、性格・行動の特徴、犯罪の詳細、医療面でのケア、成育歴)

③ 障害程度区分に「反社会的行動」を判定する項目の追加

「反社会的行動」を判定する調査項目は、現在の障害程度区分には含まれていない。「実態調査」では矯正施設からの受け入れ以外の対象者も多く報告されており、このような対象者へ必要な処遇を提供するには、現在の障害程度区分に「反社会的行動」を判定する調査項目の追加が必要になる。

調査項目としては、本調査の「手のかかる内容」や砂川厚生福祉センターの「利用に向けてのアセスメント表」(添付資料-3)がその候補になる。

② ①で「a. あり」を選択された方は、関係機関との連携の内容についてお聞かせ下さい。(複数選択可)

- a. 関係機関との連絡会議
- b. 関係機関との定期的な受け入れ福祉施設来訪
- c. 関連機関への定期的な訪問
- d. 電話による状況報告・相談
- e. 研修会の実施

(研修会内容)

f. その他

3. 個別事例の詳細について

貴施設に受け入れた罪を犯した障がい者の個別事例の詳細について別紙-1にご記入下さい。個別事例は矯正施設(刑務所、少年院、少年刑務所、少年鑑別所、更生保護施設、児童自立施設)からの受け入れ事例に限定しています。

4. 個人情報について

[1] 個人情報の開示について

① 罪を犯した障がい者を受け入れた際、矯正施設より開示された情報は何ですか?(複数選択可)

- a. 生育歴(職歴・学歴)
- b. 発病以来の治療歴
- c. 家庭環境(両親・兄弟の現在の状況)
- d. 性格、行動の特徴
- e. 療育手帳の有無
- f. 住民票の有無
- g. 性に関する注意点
- h. 犯罪の概要
- i. 反社会的集団との関係
- j. 中毒(薬物、アルコール)
- k. 過去の累犯の有無
- l. 医療面でのケアの必要性(投薬の有無、精神障害の有無、既往症)
- m. 出所した矯正施設内での生活状況(本人の志向、職業・教育等の適性、施設内での生活状況)
- n. 矯正施設内における懲罰の状況
- o. なし
- p. その他()

② 罪を犯した障がい者を受け入れる上で最低限必要な情報は何ですか?(複数選択可)

- a. 生育歴(職歴・学歴)
- b. 発病以来の治療歴
- c. 家庭環境(両親・兄弟の現在の状況)
- d. 性格、行動の特徴
- e. 療育手帳の有無
- f. 住民票の有無
- g. 性に関する注意点
- h. 犯罪の概要
- i. 反社会的集団との関係
- j. 中毒(薬物、アルコール)
- k. 過去の累犯の有無
- l. 医療面でのケアの必要性(投薬の有無、精神障害の有無、既往症)
- m. 出所した矯正施設内での生活状況(本人の志向、職業・教育等の適性、施設内での生活状況)
- n. 矯正施設内における懲罰の状況
- o. その他()

〔 2 〕 個人情報の取扱いについて

罪を犯した障がい者を処遇する上で、どの範囲まで個人情報（犯罪歴等）の把握が必要だと考えますか？

- a . 管理者（施設長）・サービス管理責任者のみ把握
- b . 管理者（施設長）・サービス管理責任者、担当職員のみ把握
- c . 受け入れ事業所職員全員が把握
- d . 法人全体で把握
- e . 受け入れ事業所の利用者の保護者も把握
- f . その他（

）

以上、ご協力ありがとうございました。

別紙1 個別事例の詳細

____ となっている項目をお書き下さい。

Sheet No.		Field No.	
性別	a . 男性 b . 女性 c . 不明		
受け入れ期間	<input type="text"/> 年 <input type="text"/> か月	受け入れ時の年齢	<input type="text"/>
罪名		刑期	<input type="text"/>
出所した施設名		累犯の回数	<input type="text"/>
執行猶予	a . あり(<input type="text"/>)年 b . なし c . 不明	保護観察	a . あり b . なし c . 不明
仮釈放	a . あり b . なし c . 不明	満期出所	a . あり b . なし c . 不明
受け入れ時の療育手帳	a . あり b . なし c . 不明	等級	<input type="text"/>
受け入れ後の療育手帳の所持	a . あり b . なし c . 不明	等級	<input type="text"/>
現在の障害基礎年金	a . あり b . なし c . 不明	等級	<input type="text"/>
加算	a . あり : 加算名 (<input type="text"/>) b . なし c . 不明		
受け入れ時の障害認定区分	a . 新法 : (<input type="text"/>) b . 旧法 : (<input type="text"/>) c . なし d . 不明		
障害認定区分の見直し	a . あり (認められる : 区分 <input type="text"/> 区分 <input type="text"/> へ変更) b . あり (認められない) c . なし		
受け入れ時に行った医療的ケア (複数回答可)	a . なし b . 健康診断 c . 定期的な受診 d . 入院、 e . その他 (<input type="text"/>)		
現在の後見人 (該当者に)	a . あり (親・兄弟・親族・受け入れ施設職員・成年後見制度の利用) b . なし		
受け入れ時の 所得状況	a . 年金 b . 生活保護 c . 家族からの支援 d . 利用者本人の貯金 e . なし f . その他 (<input type="text"/>) e . を選択された事業所は、誰が経済的負担をしていますか。 ア . 特別加算 イ . 施設負担 ウ . その他 (<input type="text"/>)		
現在の所得状況	a . 年金 b . 生活保護 c . 家族からの支援 d . 利用者本人の貯金 e . なし f . その他 (<input type="text"/>) e . を選択された事業所は、誰が経済的負担をしていますか。 ア . 特別加算 イ . 施設負担 ウ . その他 (<input type="text"/>)		
手がかかる内容 (複数回答可)	<p>前回のアンケート調査の「施設で受け入れてみて困難な事項」という設問で、最多の回答が「手がかかる」でした。この事例の具体的な内容について、下記の項目より選択下さい。</p> <p>a . 虚言 b . 無断外出 c . 他の利用者・職員への暴力・暴言 d . 盗癖 e . 放火癖・火遊び f . 薬物常習 g . アルコール依存 h . ギャンブル依存 i . 浪費癖 j . 反社会的集団との関係 k . 性的問題(わいせつ行為・のぞき・痴漢・ストーカー行為・強姦・その他) l . 職員の指示に従わない m . 情緒不安定 n . その他</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>		

〔1〕 罪を犯した障がい者を受け入れる際の環境調整についてお答え下さい。

〔2〕 受け入れ・観察期の支援体制についてお答え下さい。

		ねらい	必要な観察項目	実際に処遇している職員について	
				職員配置	職員配置の理由
日中活動	① 利用事業所 事業所名 (2)に記入	a. 就労 (一般就労・就職活動) b. 就職活動 c. 自立訓練 (生活訓練) d. 就労移行支援 e. 就労継続支援 (B型) f. 就労継続支援 (A型) g. 入所更生施設 h. 入所授産施設 i. 通所授産施設 j. 通所更生施設 k. 生活介護 l. その他 ()		① 罪を犯した利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人 ② 一般の利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人	① 性別 (対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 _____年 ③ 所持資格 ()
	② 具体的な活動内容				
	③ その他の特別な支援プログラム	a. あり () b. なし			
生活	① 居住環境 事業所名 事業所名 (2)に記入	a. グループホーム・ケアホーム (ホームの定員 名) b. 入所更生施設 c. 入所授産施設 d. 自宅 e. その他 f. 不明		① 罪を犯した利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人 ② 一般の利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人	① 性別 (対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 _____年 ③ 所持資格 ()
	② 個室対応	a. あり () b. なし c. 不明			
休日	① 支援プログラム	a. あり () b. なし c. 不明		① 罪を犯した利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人 ② 一般の利用者に対する職員配置 利用者 _____人 職員 _____人	① 性別 (対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 _____年 ③ 所持資格 ()
	② 余暇活動の参加	a. あり () b. なし c. 不明			
	③ 外出支援	a. あり (支援なし) b. あり (支援あり) c. なし d. 外出できない e. 不明			

(2) 受け入れた事業所の概要 (受け入れ当時)

① 「	」	定員	名	職員数	名
立地環境 (複数選択可)	a. 住宅地・商店街 b. 農村地帯・山の中 (周辺に人家なし) c. 半径3キロ以内に教育施設 (幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校) あり d. 半径6キロ以内に教育施設 (幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校) なし				
事業区分 (複数選択可)	① 訪問サービス a. 居宅介護 b. 重度訪問介護 c. 行動援護 d. 重度障害者包括支援 e. 児童デイサービス f. 短期入所 (ショートステイ) g. 相談支援 ② 日中活動の場 a. 療育介護 b. 生活介護 c. 自立訓練 (機能訓練) d. 自立訓練 (生活訓練) e. 就労移行支援 (一般型) f. 就労移行支援 (資格取得型) g. 就労継続支援 (A型) h. 就労継続支援 (B型) ③ 住まいの場 a. 共同生活介護 (ケアホーム) b. 施設入所支援 c. 共同生活援助 (グループホーム) d. 宿泊型自立訓練 ④ 旧法指定施設 (通所) a. 更生施設 b. 療護施設 c. 授産施設 d. 福祉工場 e. 小規模通所授産施設 ⑤ 旧法指定施設 (入所) a. 更生施設 b. 療護施設 c. 授産施設 d. 通所療 e. 福祉ホーム ⑥ その他 a. 小規模作業所 b. 地域活動支援センター c. 障害児施設 d. その他				

② 「	」	定員	名	職員数	名
立地環境 (複数選択可)	a. 住宅地・商店街 b. 農村地帯・山の中 (周辺に人家なし) c. 半径3キロ以内に教育施設 (幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校) あり d. 半径6キロ以内に教育施設 (幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校) なし				
事業区分 (複数選択可)	① 訪問サービス a. 居宅介護 b. 重度訪問介護 c. 行動援護 d. 重度障害者包括支援 e. 児童デイサービス f. 短期入所 (ショートステイ) g. 相談支援 ② 日中活動の場 a. 療育介護 b. 生活介護 c. 自立訓練 (機能訓練) d. 自立訓練 (生活訓練) e. 就労移行支援 (一般型) f. 就労移行支援 (資格取得型) g. 就労継続支援 (A型) h. 就労継続支援 (B型) ③ 住まいの場 a. 共同生活介護 (ケアホーム) b. 施設入所支援 c. 共同生活援助 (グループホーム) d. 宿泊型自立訓練 ④ 旧法指定施設 (通所) a. 更生施設 b. 療護施設 c. 授産施設 d. 福祉工場 e. 小規模通所授産施設 ⑤ 旧法指定施設 (入所) a. 更生施設 b. 療護施設 c. 授産施設 d. 通所療 e. 福祉ホーム ⑥ その他 a. 小規模作業所 b. 地域活動支援センター c. 障害児施設 d. その他				

入所施設の方は①のみお書き下さい。

新法へ移行されている事業所は日中系事業所を①、生活系事業所を②にお書き下さい。

【3】現在の状況についてお答え下さい

(1) 現在の状況について

再犯	a. あり()回 b. なし c. 問題行動のみあり
現在の状況	a. 福祉サービス利用中 b. 再犯による拘束中(裁判、留置所、矯正施設収容等) c. 死亡 d. 行方不明 e. わからない f. その他()
支援体制	a. 貴法人サービス利用中 b. 支援なし c. 他法人が支援 d. 見守り支援(相談支援・ヘルパー支援を利用) e. 状況把握のみ(福祉サービスの利用なし) f. 不明 g. その他()
生活の場	a. グループホーム・ケアホーム b. 入所更生施設 c. 入所授産施設 d. 通動寮 e. 自宅 f. アパート(単身生活、夫婦生活) g. 社員寮 h. その他 i. 不明
日中活動の場	a. 就労(一般就労・就職活動) b. 就職活動 c. 自立訓練(生活訓練) d. 就労移行支援 e. 就労継続支援(B型) f. 就労継続支援(A型) g. 入所更生施設 h. 入所授産施設 i. 通所授産施設 j. 通所更生施設 k. 生活介護 l. その他()

(2) (1)の支援体制で「a. 貴法人サービスを利用中」を選択された方は、以下の設問にお答え下さい。

a. 受け入れ・観察期と支援体制に変化なし。

b. 受け入れ・観察期と支援体制に変化あり。

日中活動	①利用事業所 事業所名 (3)に記入	a. 就労(一般就労・就職活動) b. 就職活動 c. 自立訓練(生活訓練) d. 就労移行支援 e. 就労継続支援(B型) f. 就労継続支援(A型) g. 入所更生施設 h. 入所授産施設 i. 通所授産施設 j. 通所更生施設 k. 生活介護 l. その他()	ねらい	必要な観察項目	実際に処遇している職員について			
					職員配置	職員配置の理由	主に関わる職員について	
日中活動	②具体的な活動内容							
	③その他の特別な支援プログラム	a. あり() b. なし						
	①居住環境 事業所名 (3)に記入	a. グループホーム・ケアホーム(ホームの定員 名) b. 入所更生施設 c. 入所授産施設 d. 自宅 e. その他 f. 不明						① 性別(対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 ____年 ③ 所持資格 ()
生活	②個室対応	a. あり() b. なし c. 不明						① 性別(対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 ____年 ③ 所持資格 ()
	①支援プログラム	a. あり() b. なし c. 不明						① 性別(対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 ____年 ③ 所持資格 ()
休日	②余暇活動の参加	a. あり() b. なし c. 不明						① 性別(対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 ____年 ③ 所持資格 ()
	③外出支援	a. あり(支援なし) b. あり(支援あり) c. なし d. 外出できない e. 不明						① 性別(対象者に対して) a. 同性 b. 異性 c. 区別せず ② 経験年数 ____年 ③ 所持資格 ()

(3) (2)で「b. 受け入れ・観察期と支援体制に変化あり」を選択された方は、現在の受け入れ事業所の概要についてお答え下さい。

受け入れ時の事業者と同じ

①「	定員	名	職員数	名
立地環境	a. 住宅地・商店街 b. 農村地帯・山の中(周辺に人家なし) c. 半径3キロ以内に教育施設(幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校)あり d. 半径6キロ以内に教育施設(幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校)なし			
事業区分 (複数選択可)	① 訪問サービス (ア) 居宅介護 (イ) 重度訪問介護 (ウ) 行動援護 (エ) 重度障害者包括支援 (オ) 児童デイサービス (カ) 短期入所(ショートステイ) (キ) 相談支援 ② 日中活動の場 (ア) 療育介護 (イ) 生活介護 (ウ) 自立訓練(機能訓練) (エ) 自立訓練(生活訓練) (オ) 就労移行支援(一般型) (カ) 就労移行支援(資格取得型) (キ) 就労継続支援(A型) (ク) 就労継続支援(B型) ③ 住まいの場 (ア) 共同生活介護(ケアホーム) (イ) 施設入所支援 (ウ) 共同生活援助(グループホーム) (エ) 宿泊型自立訓練 ④ 旧法指定施設(通所) (ア) 更生施設 (イ) 療養施設 (ウ) 授産施設 (エ) 福祉工場 (オ) 小規模通所授産施設 ⑤ 旧法指定施設(入所) (ア) 更生施設 (イ) 療養施設 (ウ) 授産施設 (エ) 通動寮 (オ) 福祉ホーム ⑥ その他 (ア) 小規模作業所 (イ) 地域活動支援センター (ウ) 障害児施設 (エ) その他			

受け入れ時の事業者と同じ

②「	定員	名	職員数	名
立地環境	a. 住宅地・商店街 b. 農村地帯・山の中(周辺に人家なし) c. 半径3キロ以内に教育施設(幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校)あり d. 半径6キロ以内に教育施設(幼稚園・保育園・小学校・中学校・高校)なし			
事業区分 (複数選択可)	① 訪問サービス (ア) 居宅介護 (イ) 重度訪問介護 (ウ) 行動援護 (エ) 重度障害者包括支援 (オ) 児童デイサービス (カ) 短期入所(ショートステイ) (キ) 相談支援 ② 日中活動の場 (ア) 療育介護 (イ) 生活介護 (ウ) 自立訓練(機能訓練) (エ) 自立訓練(生活訓練) (オ) 就労移行支援(一般型) (カ) 就労移行支援(資格取得型) (キ) 就労継続支援(A型) (ク) 就労継続支援(B型) ③ 住まいの場 (ア) 共同生活介護(ケアホーム) (イ) 施設入所支援 (ウ) 共同生活援助(グループホーム) (エ) 宿泊型自立訓練 ④ 旧法指定施設(通所) (ア) 更生施設 (イ) 療養施設 (ウ) 授産施設 (エ) 福祉工場 (オ) 小規模通所授産施設 ⑤ 旧法指定施設(入所) (ア) 更生施設 (イ) 療養施設 (ウ) 授産施設 (エ) 通動寮 (オ) 福祉ホーム ⑥ その他 (ア) 小規模作業所 (イ) 地域活動支援センター (ウ) 障害児施設 (エ) その他			

入所施設の方は①のみお書き下さい。

新法へ移行されている事業所は日中系事業所を①、生活系事業所を②にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。

ふりかえりシート

氏名 _____ (男 ・ 女) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

①作業はしっかりできましたか? 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

②楽しく作業はできましたか?
1 2 3 4 5
ぜんぜん あまり まあまあ 少し とても
楽しくなかった 楽しくなかった 楽しかった 楽しかった

③寮の決まりが守れましたか? 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

④寝坊・夜更しをしませんでしたか?
1 2 3 4 5
毎日した ほぼ毎日した たまにした ほとんど していない
していない

⑤寮では仲良くできましたか? 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

⑥寮でのトラブルはありませんか?
1 2 3 4 5
非常におおい 多い たまにある ほとんどない ない

⑦お金を使い過ぎていませんか? 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

⑧無駄遣いはありませんか?
1 2 3 4 5
非常におおい 多い たまにある ほとんどない ない

⑨自分の意見が言えましたか? 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

⑩意見が言えずに困っていませんか?
1 2 3 4 5
非常に 困っている 少し困っている ほとんど 困っていない
困っている 困っていない

⑪今週のイライラ度は 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 点

(自由欄 : _____)

嬉しかったこと、嫌やったこと、頑張ったことを書いて下さい!!

添付資料 - 2 アセスメント表 (大阪府立砂川更生福祉センター)

利用に向けてのアセスメント表

(1)フェイスシート

1 氏 名 (イニシャル)・性別・年齢・生年月日	() 男 女 ・ 歳 ・ 年 月 日生					
2 療育手帳 (知能指数)	A	B 1	B 2 (知能指数)
3 障害程度区分	1	2	3	4	5	6
4 家庭等の支援	期待できない (単身含む)			期待できる		
5 虐 待	ある (身体・心理・性的・ネグレクト)			なし		
6 いじめを受けた事がある	ある			なし		
7 自閉的傾向	ある			なし		

(2)過去の罪歴等

1 刑事事件で取り調べを受けたことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	点数 (1、2、0)
2 刑事事件で逮捕されたが不起訴となった。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
3 刑事事件で逮捕・起訴されたが、執行猶予となった事がある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
4 刑事事件で逮捕・起訴され、実刑になり服役したことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
5 ぐ犯少年として補導されたことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
6 犯罪少年として家庭裁判所の審判で不処分となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
7 犯罪少年として家庭裁判所の審判で児童相談所送致となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
8 犯罪少年として家庭裁判所の審判で保護観察処分となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
9 犯罪少年として家庭裁判所の審判で児童自立支援施設送致となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
10 犯罪少年として家庭裁判所の審判で少年院送致となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
11 犯罪少年として家庭裁判所の審判で検察官送致となったことがある。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	
特記事項			

(3)対人関係等のスキルに関するアセスメント

大項目	小項目	回答		点数 (1,0)
		はい	いいえ	
コミュニケーション	言葉で物事を表現するのが苦手である	はい	いいえ	
	他者の話を聞く事が出来ない	はい	いいえ	
理解力	善悪の区別がつきにくい	はい	いいえ	
	他者の指示に従う事が出来ない。	はい	いいえ	
感情	感情のコントロールが出来ず、トラブルになる事がある	はい	いいえ	
欲求	欲求のコントロールが出来ず、トラブルになる事がある	はい	いいえ	
対人関係	他者のいいなりになりやすい	はい	いいえ	
	異性に対して、過度に興味を示す	はい	いいえ	
	他者との関係がうまく取れず、トラブルになる事がある	はい	いいえ	
無断欠勤等	これまで仕事や学校を無断で休んだ事がある	はい	いいえ	
家出	家族に黙って家を出て、連絡が取れなくなる	はい	いいえ	
粗暴	家庭内の物品を壊す	はい	いいえ	
	他者の所有物を壊す	はい	いいえ	
	相手を脅し、威嚇する行為がある	はい	いいえ	
暴力	家族に対して無法な暴力を振う	はい	いいえ	
	他者に対して無法な暴力を振う	はい	いいえ	
金品の持ち出し	家庭内から暴力で金品を持ち出す	はい	いいえ	
特記事項				

(4) 該当犯罪等のアセスメント

大項目	小項目	回 答		参考該当刑罰	点数 (1、2、0)
万引き 窃盗	コンビニなどから物品を盗む	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	窃盗罪	
	バイク・自転車等を盗む	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
	他者の家などから金品を盗む	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
傷害	他者に対して無法な暴力を振り怪我をさせる	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	暴行罪 傷害罪	
詐欺	他者を欺いて金品を騙しとる	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	詐欺罪	
	無銭飲食する	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
恐喝 強盗	相手を脅迫しまたは実力行使で、他者の金品を奪い取る	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	強盗罪 恐喝罪	
不法侵入	他者の家屋に無断で侵入する。	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	住居侵入罪	
放火	火遊びの結果、誤って失火になった事がある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	失火罪 放火罪	
	意図的に住居に火をつける	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
性的問題	下着などを盗む行為がある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	窃盗罪 強制わいせつ罪 軽犯罪 売春	
	異性に対するわいせつ行為がある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
	テレクラ等を通じて、性的行為を行ったことがある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
	援助交際等で金品を得た事がある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
禁止薬物等の 飲用	シンナーや禁止薬物等を飲用したことがある	ある (ア単数回 イ複数回)	なし	薬物犯罪	
その他	()	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
	()	ある (ア単数回 イ複数回)	なし		
特記事項					

平成20年度 厚生労働省社会福祉推進事業
「受刑者及びその家族の不安を軽減し、社会的困窮者を
包み込む為の地域生活支援協働モデル事業」
専門研修資料

**「全国の知的障害者施設における罪を犯した、
又は反社会的行動のある人達の処遇調査」**

編集・発行 社会福祉法人 南高愛隣会(コロニー雲仙)

〒859 - 1215

雲仙市瑞穂町古部甲1572

T E L 0957 - 77 - 2137(代)

F A X 0957 - 77 - 3966

<http://airinkai.or.jp/>

発行年月日 平成21年3月

印刷所 (株)昭和堂